

第1章

はじめに

1 計画策定の趣旨

障がい者福祉の制度は、利用者の増加が見込まれる中で、制度をより安定的かつ効率的なものとし、障がいの種別によって異なっている福祉サービスの体系等を一元化すること、施設や病院に入所、入院している障がい者*の地域生活への移行や福祉施設から一般就労への移行を促進すること等、障がい保健福祉施策の全般にわたる抜本的な改革が求められてきました。こうした課題に対応するため、平成18年（2006年）4月には障害者自立支援法*が施行されました。しかし、平成22年度（2010年度）には、同法が平成25年度（2013年度）に廃止されることが閣議決定され、国においては新たな法令の制定に向けて審議されています。

京都府においても「京都府障害者基本計画 後期重点計画」「障害者自立支援計画」「障害者就労支援プラン」が策定され、障がい者施策の総合的な推進を図っています。

本市では、平成18年度（2006年度）から平成23年度（2011年度）までを計画期間とする「城陽市障がい者計画」を策定し、障がいの種別、程度、生活実態に応じた多種多様なニーズへの対応を図りながら、障がい者の生活の向上のため、福祉はもとより、保健、教育、生活環境整備等様々な施策に取り組んできたところです。

このような経緯から、現在の「城陽市障がい者計画」の計画期間が終了することに伴い、障がいのある人が住み慣れたまちで地域の人たちとともに安心して生活できるまちづくりをめざすため、同計画を見直し、新たな「城陽市障がい者計画」を策定します。

世界、国、京都府の主な動き

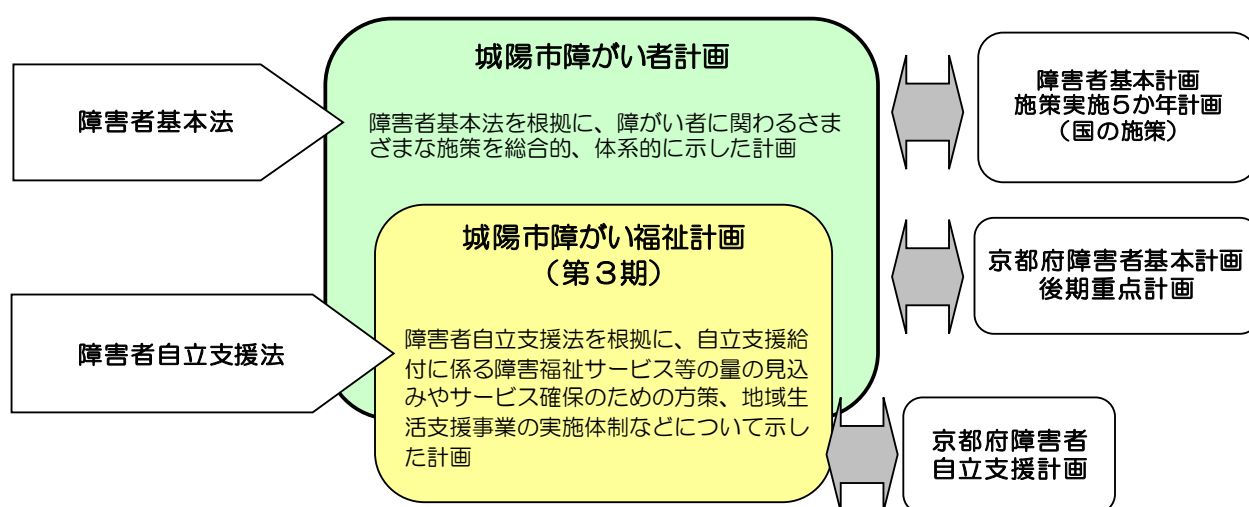
昭和 56 年（1981 年）	「国際障害者年」
昭和 58 年（1983 年）	「国連・障害者の十年（1983-1992）」開始
平成 5 年（1993 年）	「アジア太平洋障害者の十年（1993-2002）」開始 「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改められる 「障害者対策に関する新長期計画」策定
平成 6 年（1994 年）	ハートビル法施行
平成 7 年（1995 年）	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」施行 「障害者プラン」（ノーマライゼーション*7 か年戦略）策定
平成 8 年（1996 年）	「京都府障害者基本計画（『ひとりだち～京都から～』21 プラン）」策定
平成 12 年（2000 年）	交通バリアフリー法施行
平成 14 年（2002 年）	「新障害者基本計画」策定
平成 15 年（2003 年）	「アジア太平洋障害者の十年（2003-2012）」開始 支援費制度*開始
平成 16 年（2004 年）	障害者基本法改正により市町村による「障害者計画」の策定が義務づけられる ＜施行は平成 19 年（2007 年）4 月 1 日＞ 「京都府障害者自立支援計画」策定
平成 17 年（2005 年）	「京都府障害者基本計画」スタート 発達障害者支援法施行
平成 18 年（2006 年）	「障害者の権利に関する条約」採択（我が国は批准へ向けて各法整備中） 「城陽市障がい者計画」「城陽市障がい福祉計画（第 1 期）」スタート 障害者自立支援法*施行
平成 21 年（2009 年）	「城陽市障がい福祉計画（第 2 期）」スタート
平成 22 年（2010 年）	障害者自立支援法*改正（発達障がい児・者が障がい福祉サービスの給付対象となる） （平成 25 年 8 月までに廃止） 児童福祉法改正（通所系サービスが市町村へ移管） 「京都府障害者基本計画 後期重点計画」スタート
平成 23 年（2011 年）	障害者基本法改正（基本理念に「地域社会における共生等」「差別の禁止」が追加、発達障がい者* が障がい者として明記、その他の心身の機能の障がいがある者が障がい者として明記） 障害者虐待防止法制定（H24 年 10 月施行） 障害者総合福祉法（仮称）の法案の骨格提言が、障がい者制度改革推進会議総合 福祉部会でまとめられる

2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「障害者基本計画」であるとともに、障害者自立支援法*第88条に基づく「障害福祉計画」を包含します。

また、本計画は、障害者基本法第2条に定義される障がい者、すなわち身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者を対象とするものです。また、発達障がい者*、難病等に起因する身体または精神上の障がいを有する人も対象として含みます。



(2) 計画策定体制

幅広い関係者の参加による計画策定体制とするため、学識経験者、地元医師会等の保健医療関係者、福祉施設関係者、社会福祉協議会や民生児童委員協議会等の地域福祉関係者、市民代表、生きがい・社会参加に関する団体等の関係者からなる「城陽市地域福祉推進会議」により計画内容の協議を行うとともに、「城陽市障がい者自立支援協議会*」においても内容の協議を行いました。

なお、「城陽市地域福祉推進会議」における協議にあたり、庁内関係部局の構成員からなる「城陽市地域福祉推進委員会」により計画内容の検討を行いました。

また、障がい者に対して実態調査を実施するとともに、関係団体とも懇談会を行い、策定期間中、ホームページ等を活用してパブリックコメント*を実施し、市民の意見の反映に努めました。

(3) 計画期間

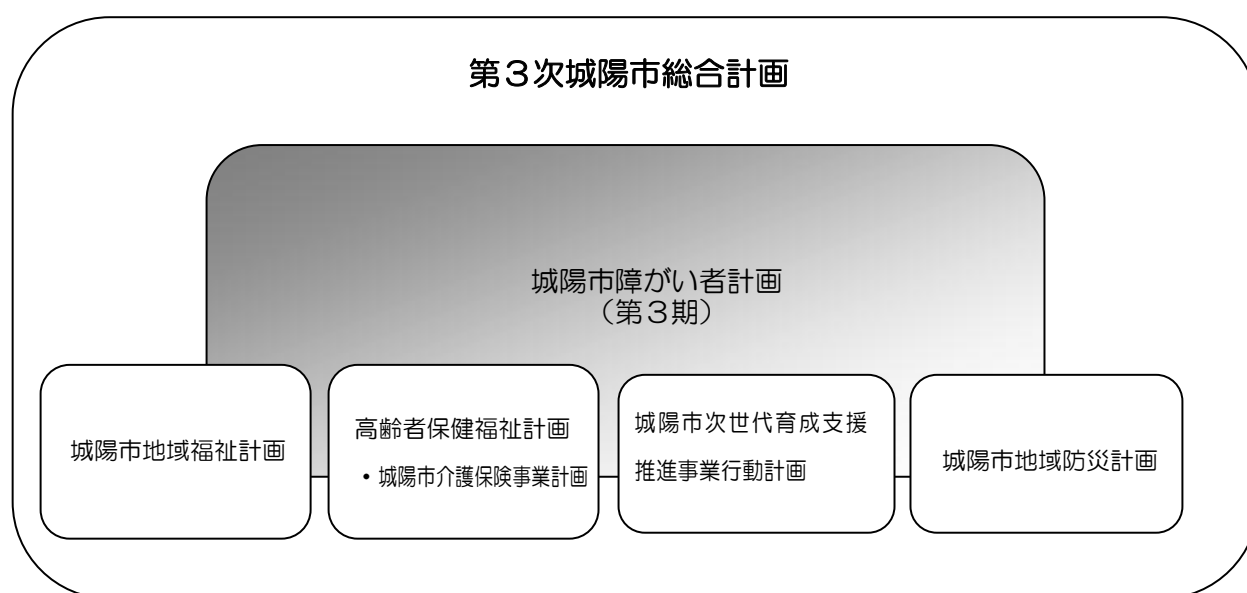
「障がい者計画」は、平成24年度（2012年度）から平成29年度（2017年度）の6カ年を計画期間とします。「障がい福祉計画」は平成24年度（2012年度）から平成26年度（2014年度）の3カ年を計画期間とします。

	平成24 年度 (2012 年度)	平成25 年度 (2013 年度)	平成26 年度 (2014 年度)	平成27 年度 (2015 年度)	平成28 年度 (2016 年度)	平成29 年度 (2017 年度)
城陽市障がい者計画	→					
城陽市障がい福祉計画（第3期）	→					

(4) 関連計画との整合

「障がい者計画」は、「城陽市総合計画」「城陽市地域福祉計画」や関連する個別計画と整合を図りながら推進する障がい者関連施策の具体的な展開方向を示すものです。

「障がい福祉計画」のサービスごとの目標量については、障がいのある人の地域移行や一般就労への移行について数値目標を定めるとともに、障害者自立支援法*に基づく障がい福祉サービスについて24年度（2012年度）から26年度（2014年度）における必要量を見込みます。またその提供方針を示し、「城陽市障がい者自立支援協議会*」において内容の協議を行いました。



第2章

障がい者*の現状と課題

1 障がい者の現状

(1) 身体障害者手帳交付者

平成 22 年度（2010 年度）末現在、本市の身体障害者手帳交付者数は 4,007 人です。総人口 80,498 人に対する比率は 5.0%となっており、年々増加傾向にあります。

平成 22 年度（2010 年度）末現在の障がいの種別では、「肢体不自由」が 51.2%と過半数を占め、最も多く、次いで「内部障がい」（33.0%）、「聴覚・平衡機能障がい」（8.1%）、「視覚障がい」（6.5%）の順となっています。

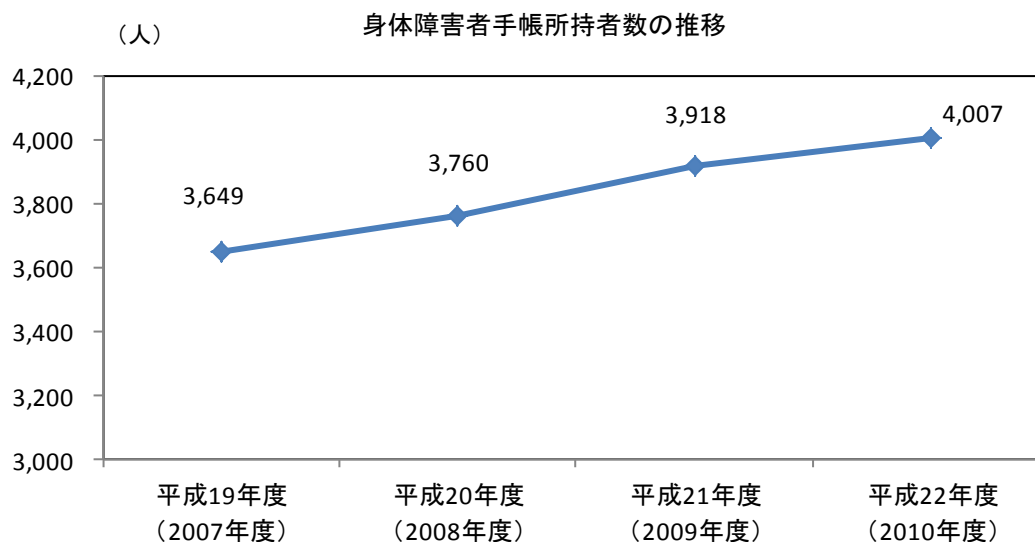
身体障害者手帳交付者の推移(各年度末現在)

◆障がい種別

単位：人

		平成19年度 (2007年度)			平成20年度 (2008年度)			平成21年度 (2009年度)			平成22年度 (2010年度)		
視覚障害	18歳未満	2	249	6.8%	2	244	6.5%	2	254	6.5%	2	259	6.5%
	18歳以上	247			242			252			257		
聴覚・ 平衡機能障害	18歳未満	7	312	8.6%	8	318	8.5%	8	331	8.4%	7	323	8.1%
	18歳以上	305			310			323			316		
音声言語そしゃく 機能障害	18歳未満	1	50	1.4%	1	50	1.3%	1	50	1.3%	1	51	1.3%
	18歳以上	49			49			49			50		
肢体不自由	18歳未満	35	1,831	50.2%	39	1,909	50.8%	40	1,985	50.7%	42	2,050	51.2%
	18歳以上	1,796			1,870			1,945			2,008		
内部障害	18歳未満	11	1,207	33.1%	11	1,239	33.0%	13	1,298	33.1%	13	1,324	33.0%
	18歳以上	1,196			1,228			1,285			1,311		
合計A	18歳未満	56	3,649	100.0%	61	3,760	100.0%	64	3,918	100.0%	65	4,007	100.0%
	18歳以上	3,593			3,699			3,854			3,942		
総人口B	18歳未満	12,385	80,863		12,362	80,571		12,330	80,362		12,282	80,498	
	18歳以上	68,478			68,209			68,032			68,216		
総人口に占める割合(A/B)		4.5%			4.7%			4.9%			5.0%		

※総人口は、各年 4 月 1 日現在の住民基本台帳＋外国人登録者人口より



◆障がい等級別

単位:人

		平成 19 年度 (2007 年度)			平成 20 年度 (2008 年度)			平成 21 年度 (2009 年度)			平成 22 年度 (2010 年度)		
1 級	18 歳未満	29	947	26.0%	29	974	25.9%	29	1008	25.7%	32	1031	25.7%
	18 歳以上	918			945			979			999		
2 級	18 歳未満	13	535	14.7%	13	536	14.3%	13	568	14.5%	11	575	14.3%
	18 歳以上	522			523			555			564		
3 級	18 歳未満	8	643	17.6%	11	659	17.5%	11	667	17.0%	12	678	16.9%
	18 歳以上	635			648			656			666		
4 級	18 歳未満	4	999	27.4%	4	1040	27.7%	8	1123	28.7%	7	1168	29.1%
	18 歳以上	995			1,036			1,115			1,161		
5 級	18 歳未満	0	249	6.8%	2	274	7.3%	1	270	6.9%	1	278	6.9%
	18 歳以上	249			272			269			277		
6 級	18 歳未満	2	276	7.6%	2	277	7.4%	2	282	7.2%	2	277	6.9%
	18 歳以上	274			275			280			275		
合計	18 歳未満	56	3,649	100.0%	61	3,760	100.0%	64	3,918	100.0%	65	4,007	100.0%
	18 歳以上	3,593			3,699			3,854			3,942		
重度障がい者 (1 級+2 級)	18 歳未満	42	1,482	40.6%	42	1,510	40.2%	42	1,576	40.2%	43	1,606	40.1%
	18 歳以上	1,440			1,468			1,534			1,563		

(2) 療育手帳交付者

平成 22 年度（2010 年度）末現在、本市の療育手帳交付者数は、630 人であり、総人口 80,498 人に対する比率は 0.8%となっており、年々増加傾向にあります。

障がい程度別では、重度（A判定）が 44.1%、中・軽度（B判定）が 55.9%となっており中・軽度の比率がやや高くなっていますが、経年的にはこの構成比に大きな変化はみられません。

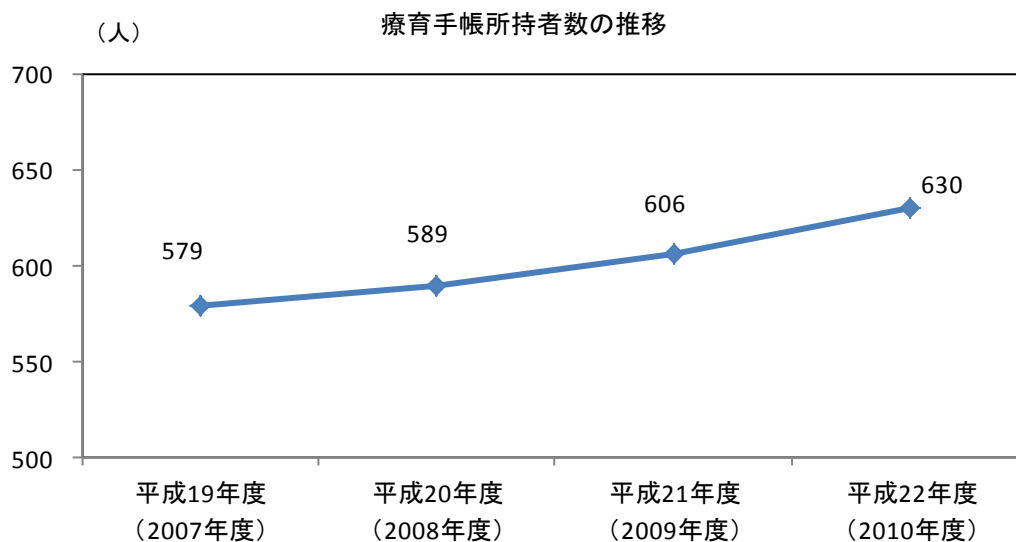
療育手帳交付者の推移

◆障がい等級別

単位：人

		平成 19 年度 (2007 年度)			平成 20 年度 (2008 年度)			平成 21 年度 (2009 年度)			平成 22 年度 (2010 年度)		
重度	18 歳未満	44	259	44.7%	44	259	44.0%	47	269	44.4%	49	278	44.1%
	18 歳以上	215			215			222			229		
中・軽 度	18 歳未満	81	320	55.3%	80	330	56.0%	79	337	55.6%	88	352	55.9%
	18 歳以上	239			250			258			264		
合計 A	18 歳未満	125	579	100.0%	124	589	100.0%	126	606	100.0%	137	630	100.0%
	18 歳以上	454			465			480			493		
総人口 B	18 歳未満	12,385	80,863		12,362	80,571		12,330	80,362		12,282	80,498	
	18 歳以上	68,478			68,209			68,032			68,216		
総人口に占める割合 (A/B)		0.7%			0.7%			0.8%			0.8%		

※総人口は、各年 4 月 1 日現在の住民基本台帳＋外国人登録者人口より



(3) 精神障害者保健福祉手帳交付者

平成 22 年度（2010 年度）末現在で、精神障害者保健福祉手帳交付者数は 302 人（総人口の 0.4%）で、精神障がい者通院医療公費負担制度*利用者数は 967 人（総人口の 1.2%）です。

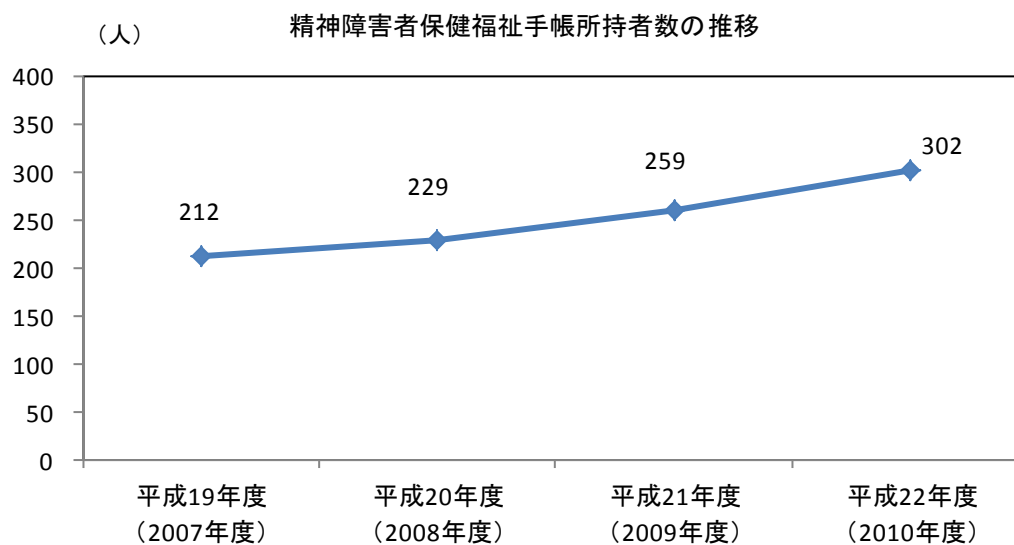
精神障害者保健福祉手帳交付者の推移

◆障がい等級別

単位：人

	平成 19 年度 (2007 年度)		平成 20 年度 (2008 年度)		平成 21 年度 (2009 年度)		平成 22 年度 (2010 年度)	
1 級	32	29.6%	32	29.9%	39	22.0%	39	21.3%
2 級	97	53.7%	109	53.2%	114	56.9%	129	56.7%
3 級	83	16.7%	88	16.9%	106	21.1%	134	22.0%
合計 A	212	100.0%	229	100.0%	259	100.0%	302	100.0%
総人口 B	80,863		80,571		80,362		80,498	
総人口に占める割合 (A/B)	0.3%		0.3%		0.3%		0.4%	

※総人口は、各年 4 月 1 日現在の住民基本台帳＋外国人登録者人口より



2 サービス利用の現状

サービス利用の実績数値は次のとおりです。

(1) 医療

精神障がい者通院医療公費負担制度*、更生医療*給付事業とも、年々給付件数が増加しています。

事業名	項目	単位	平成 19 年度 (2007 年度)	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)
精神障がい者通院医療公費負担制度*	給付件数	件	730	794	841	967
更生医療*給付事業(一般、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、肝臓機能障がい※合計)			1,365	1,381	1,584	2,102

※平成22年4月から、肝臓機能障がいが増加された。

(2) 保育、療育*

障がい児保育事業のうち児童のみの通園は 60 人台で推移しており、母子通園の利用は近年 0 人です。また、ふたば園の心身障がい児通園事業は平成 21 年度(2009 年度)まで 90 人台で推移してきましたが、22 年度(2010 年度)に 104 人となっています。

事業名		項目	単位	平成 19 年度 (2007 年度)	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)
障がい児保育事業	通園	実利用 人数	人	65	65	61	68
	母子通園	年間 延人数	人	6	0	0	0
		実利用 人数	人	2	0	0	0
心身障がい児通園事業 (ふたば園)		入園 児童数	人	96	96	99	104
		利用 延人数	人	2,485	2,651	2,485	2,869

（３）障がい福祉サービス及び地域生活支援事業*

①障がい福祉サービス

障がい福祉サービスの多くは利用人数、利用量とも増加傾向にあります。全体では特に居宅介護*、生活介護*、就労継続支援*（Ａ型・Ｂ型）、短期入所*、児童デイサービス*の利用が多くなっています。就労移行支援*の利用が減っているのは、利用者が就労継続支援*（Ｂ型）に移行したためと見られます。

（年間）

サービス名	項目	単位	実績		
			平成 20 年度 （2008 年度）	平成 21 年度 （2009 年度）	平成 22 年度 （2010 年度）
居宅介護*	利用者数	人	90	106	104
	利用時間数	時間/年	7,575	10,136	10,555
重度訪問介護*	利用者数	人	7	6	8
	利用時間数	時間/年	4,941	2,815	2,894
行動援護*	利用者数	人	10	12	16
	利用時間数	時間/年	2,470	3,588	4,580
重度障がい者等包括支援*	利用者数	人	0	0	0
	利用時間数	時間/年	0	0	0
短期入所*	利用者数	人	44	55	90
	利用日数	日/年	975	1,439	2,198
生活介護*	利用者数	人	161	190	217
	利用日数	日/年	26,638	30,913	37,904
自立訓練*（機能訓練）	利用者数	人	1	1	1
	利用日数	日/年	88	208	31
自立訓練*（生活訓練）	利用者数	人	20	29	29
	利用日数	日/年	1,288	1,555	2,714
就労移行支援*	利用者数	人	40	45	35
	利用日数	日/年	7,911	6,730	4,499
就労継続支援*（Ａ型）	利用者数	人	4	11	16
	利用日数	日/年	751	2,330	3,024
就労継続支援*（Ｂ型）	利用者数	人	52	66	80
	利用日数	日/年	6,974	10,476	12,428
療養介護*	利用者数	人	1	1	1
	利用日数	日/年	365	365	365
児童デイサービス*	利用者数	人	137	132	148
	利用日数	日/年	2,728	2,708	3,386
共同生活介護*	利用者数	人	12	13	15
共同生活援助*	利用者数	人	0	2	3
施設入所支援*	利用者数	人	43	55	59

②地域生活支援事業*

地域生活支援事業*のうち、移動支援事業*と日中一時支援事業*は利用時間が増加傾向にあります。

(年間)

サービス名	項目	単位	実績		
			平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)
相談支援事業*	箇所数	力所	3	3	3
コミュニケーション支援事業*					
・手話通訳者*実施	件数	件	1,066	827	746
・登録手話通訳者*実施	件数	件	139	235	125
・登録要約筆記者実施	件数	件	155	159	165
日常生活用具*給付等事業					
・介護・訓練支援用具	件数	件	9	3	7
・自立生活支援用具	件数	件	29	25	22
・在宅療養等支援用具	件数	件	19	16	15
・情報・意思疎通支援用具	件数	件	25	16	17
・排泄管理支援用具	件数	件	1,460	1,607	1,767
・在宅生活動作補助用具	件数	件	0	0	2
移動支援事業*	利用者数	人	3,564	5,369	5,832
地域活動支援センター*事業					
・Ⅰ型	箇所数	力所	0	0	0
・Ⅱ型	箇所数	力所	0	0	0
・Ⅲ型	箇所数	力所	0	0	0
日中一時支援事業*	利用者数	人	2,503	3,694	4,004
自動車運転免許取得費助成	件数	件	1	1	0
自動車改造費助成	件数	件	0	2	1
更生訓練費支給事業*	利用者数	人	29	24	12
手話奉仕員*養成	実施会場数	会場	4	4	4
	講習終了者	人	29	63	63
要約筆記奉仕員*養成	実施会場数	会場	2	2	2
	講習終了者	人	12	12	12
点訳奉仕員*養成	実施会場数	会場	3	3	3
朗読奉仕員*養成	実施会場数	会場	2	2	2

3 サービス基盤の現状

本市の障がい者関連施設は次の通りです。

城陽市内の障がい福祉サービス関連事業所

サービス区分	サービス名	施設等名称
相談支援事業*	相談支援事業*	障害者生活支援センター はーもにい
		聴覚障害者生活支援センター はーもにい
		障害児（者）地域療育支援センター ういる
		障害者生活支援センター プラム
		相談支援事業所 みんななかま
訪問系サービス	居宅介護*	城陽市社会福祉協議会 訪問介護センター
		シンクワンスライフオフィス汽車ぼっぼ
		指定居宅介護事業所 チャレンジ
		ヘルパーステーション スイート
	重度訪問介護*	城陽市社会福祉協議会 訪問介護センター
		シンクワンスライフオフィス汽車ぼっぼ
		指定居宅介護事業所 チャレンジ
	行動援護*	城陽市社会福祉協議会 訪問介護センター
		シンクワンスライフオフィス汽車ぼっぼ
		指定居宅介護事業所 チャレンジ
その他サービス	児童デイサービス*	ふたば園
		児童デイサービス みんなのいえ
	短期入所*	府立心身障害者福祉センター
		知的障害者短期入所事業所 円
		知的障害者短期入所事業所 和
		知的障害者短期入所事業所 魁
		知的障害者短期入所事業所 翼
		知的障害者短期入所事業所 凜
		国立病院機構 南京都病院
		シンクワンスライフオフィス汽車ぼっぼ
		ぼっぼS t.
		ショートステイ みんななかま
		ショートステイ 和みの家

サービス区分	サービス名	施設等名称
日中活動系サービス	生活介護*	青谷学園
		DO
		城陽作業所
		身体障害者デイサービス*センター すいんぐ
		知的障害者デイサービス*センター あっぷ
		障害者支援施設 和
		障害者支援施設 円
		障害者支援施設 翼
		障害者支援施設 凜
		障害者支援施設 魁
		ものづくりスペース みんななかま
		府立心身障害者福祉センター（予定）
	自立訓練*（生活訓練）	障害者支援施設 あんびしゃ
	就労移行支援*	障害者支援施設 あんびしゃ
		障害者支援施設 魁
		チェリー工房
	就労継続支援*	障害者支援施設 あんびしゃ
		城陽作業所 市辺分室
		障害者支援施設 魁
		ものづくりスペースみんななかま
		チェリー工房
		ワークショップ野の花（予定）
居住系サービス	共同生活援助*	寺田ホーム
		Jホーム
		和みの家「あいあい」
		ユニティ芦原
	共同生活介護*	寺田ホーム
		Jホーム
		和みの家「あいあい」
		ユニティ芦原
	施設入所支援*	障害者支援施設 あんびしゃ
		青谷学園
		DO
		障害者支援施設 和
		障害者支援施設 円
		障害者支援施設 翼
		障害者支援施設 凜
		障害者支援施設 魁
		府立心身障害者福祉センター（予定）

4 これまでの計画の評価

これまでの計画期間においては、障害者自立支援法*の施行、児童福祉法の改正、障害者基本法の改正等、法令や制度の大きな変化がありました。本市においては、こうした動向を踏まえつつ、計画に沿いながら、各施策を進めてきました。

(1) いつまでも健康で過ごせるまちづくり

障がいの早期発見、精神保健の推進、母子保健における発達支援や相談及び中途障がいの予防等、ライフステージに応じた各種健康づくり事業が継続されました。

(2) 健やかに成長できるまちづくり

障がい児通園事業、こども発達支援センターとの連携が進むとともに、療育*、障がい児保育・母子通園事業*の充実が図られました。

また、発達障がいの正しい理解の啓発が進みました。

学校教育においては、個別指導計画等によって特別支援教育*の取り組みが一層進みました。

(3) 地域で安心して暮らせるまちづくり

計画期間中に障害者自立支援給付*がスタートし、制度が大きく変わりました。

本市でも制度改正に対応しつつ、新体系への事業所の移行を促進するとともに、居宅介護*、日中活動系サービス、居住系サービス、短期入所*や相談支援の事業所等、各サービス基盤と人材の確保に努めました。

(4) 社会参加を果たせるまちづくり

厳しい社会情勢の中においても、特別支援学校や就労支援センター等とも連携し、進路指導から就職への支援、及び就労後の定着支援等障がい児・者の就労促進を図りました。こうした中、福祉的就労から一般就労への移行を促進してきました。

また、授産支援ネットワークを構築し、市内に販売拠点を開設するなど、各福祉サービス事業所との連携を図りました。

（５）身近で相談や利用援助が受けられる体制づくり

障害者自立支援法*に基づくサービス体系のもと、各種サービスの情報提供とサービス提供のための体制整備を図りました。

また、相談支援事業*所のネットワークを図り、障がい区分を問わない相談窓口の拡充を図りました。

さらに、城陽市障がい者自立支援協議会*を設立し、相談支援の強化を図るとともに、障がい者に関連する各施策や事業所等の取り組みについての評価や提言機能を確立しました。

5 障がい者や家族のニーズ

平成 22 年度（2010 年度）に実施した障がい者アンケート調査結果から、本計画の施策に関わる障がい者のニーズは下記の通りです。

（１）調査の概要

１）調査対象及び標本抽出方法

以下を無作為抽出。

- ① 城陽市内に住む身体障害者手帳所持者（施設入所者等除く）1,000 人
- ② 城陽市内に住む療育手帳所持者（施設入所者等除く）400 人
- ③ 城陽市内に住む精神通院医療費助成受給者（施設入所者等除く）500 人

２）調査方法

郵送による配布・回収

３）調査期間

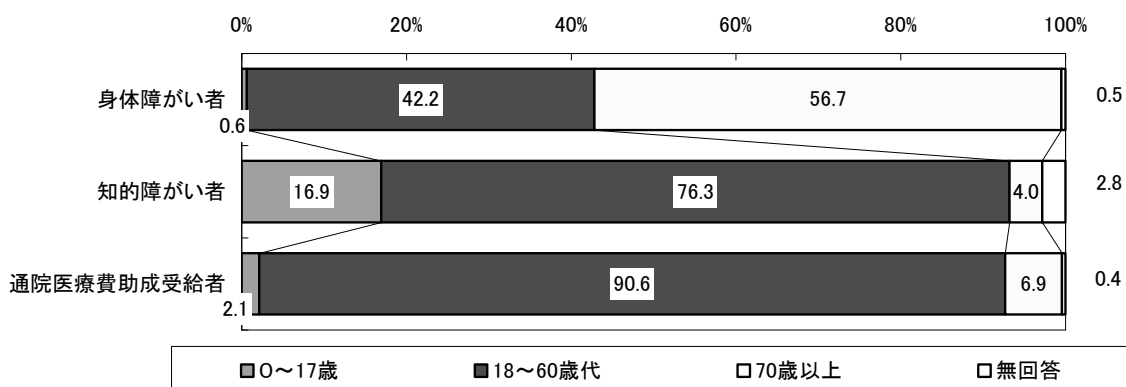
平成 22 年（2010 年）11 月 27 日～平成 22 年（2010 年）12 月 20 日

４）回収状況

対象者	実施数（人）	回収数（人）	回収率
身体障害者手帳所持者	1,000	619	61.9%
療育手帳所持者	400	177	44.3%
精神通院医療費助成受給者	500	233	46.6%
計	1,900	1,029	54.2%

５）回答者の年齢構成

今回の回答者については、下のグラフに示す通り、身体障がい者では他の障がい区分に比べ、70 歳以上が 56.7%と高くなり、知的障がい者では他の障がい区分に比べ、17 歳までの児童が 16.9%と高く、精神通院医療費助成受給者では他の障がい区分に比べ、18～60 歳代が 90.6%と高くなっています。このように、障がい区分で年齢構成に違いがあり、分析についてはこのことを踏まえて結果を捉えるべき項目もあります。

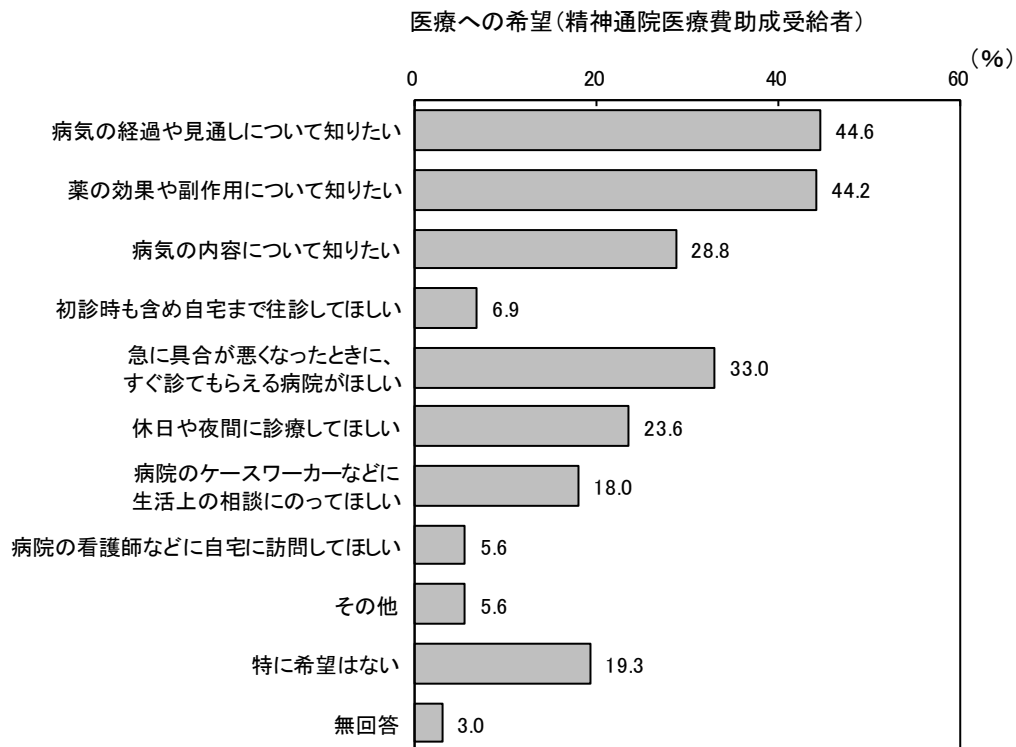


(2) 調査結果の概要

1) 医療・保健（精神通院医療費助成受給者のみ）

医療については、病気の経過や見通し、薬の効果や副作用についてもっと知りたいという希望が特に高く、緊急時の病院がほしいといった希望があるため、地域医療の充実が必要です。

健康については、心の問題を身近で相談できる窓口や、じっくりと相談できる場等、相談窓口に関する希望があるため、こころの健康を含めた相談支援の充実が必要です。



2) 生活の状況

生活の困りごとは、障がい種別により傾向が異なります。身体障がい者では、高齢者や障がい者だけの世帯であるとの回答が多く、介護や生活についての不安が広がっています。知的障がい者では介助者の疲れが特に高くなっており、介助者への支援の施策が求められています。また、精神通院医療費助成受給者では生活の困窮が特に高くなっており、自立して生活できるための支援が必要となっています。障がい種別それぞれのニーズに対応した生活支援が必要です。

生活の困りごと(障がい区分別上位 3 位※・カッコ内数値は回答の全体に占める割合)

	身体障がい者	知的障がい者	精神通院医療費助成受給者
1	高齢者や障がい者だけの世帯である(21.0%)	介護や子育てで疲れている家族がいる(15.8%)	生活が困窮している(22.7%)
2	生活が困窮している(9.0%)	高齢者や障がい者だけの世帯である(14.7%)	高齢者や障がい者だけの世帯である(18.0%)
3	家族の会話があまりない(6.9%)	生活が困窮している(14.1%)	介護や子育てで疲れている家族がいる、閉じこもりがちな家族がいる、家族の会話があまりない(各 11.6%)

※「(困りごとは)特にない」はのぞく

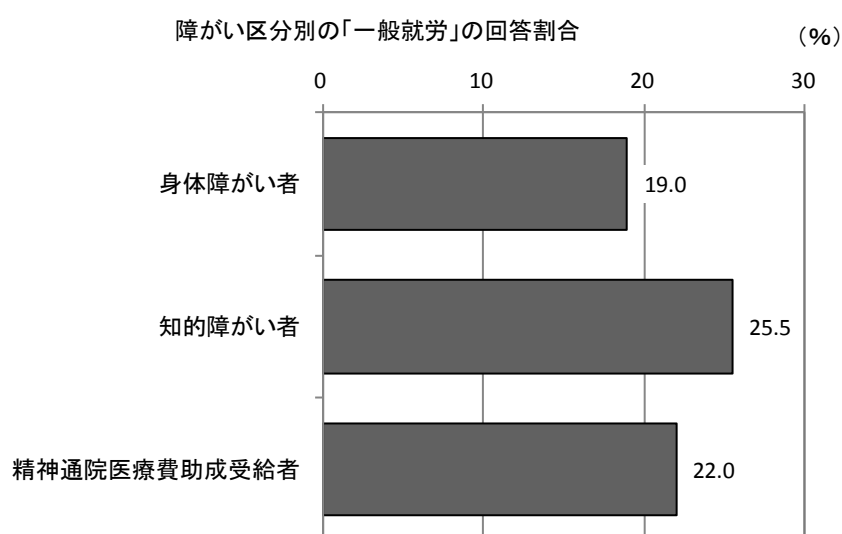
3) 就労

一般就労の率は、身体障がい者全体のうち 19.0%、知的障がい者全体のうち 25.5%、精神通院医療費助成受給者全体のうち 22.0%です。

職場への希望については、いずれの障がい種別でも安定した収入が最も高く、次いで障がいの程度に合った仕事に就きたいという希望が続いています。

希望する雇用形態は知的障がい者と精神通院医療費助成受給者で正社員が約 14～15%で、知的障がい者では福祉的就労の希望が 23.2%に及んでいます。

以上から、障がい者が安心して働ける一般就労の場やそのための就労支援の充実、さらに、福祉的就労の場における工賃アップに向けた取り組みが必要です。



4) 生活の不安や不満

生活への不満について「特に不満はない」という回答は、身体障がい者で 49.6%ですが、他の障がいでは 24～27%台に留まっており、経済的なゆとりがない、親しく話せる仲間がいないなどの不満が高くなっています。特に精神通院医療費助成受給者で経済的なゆとりがないといった不満が 51.1%に及んでおり、これらのことから、障がい種別の傾向にも配慮した支援体制を築く必要があります。

生活への不満(障がい区分別上位 3 位※・カッコ内数値は回答の全体に占める割合)

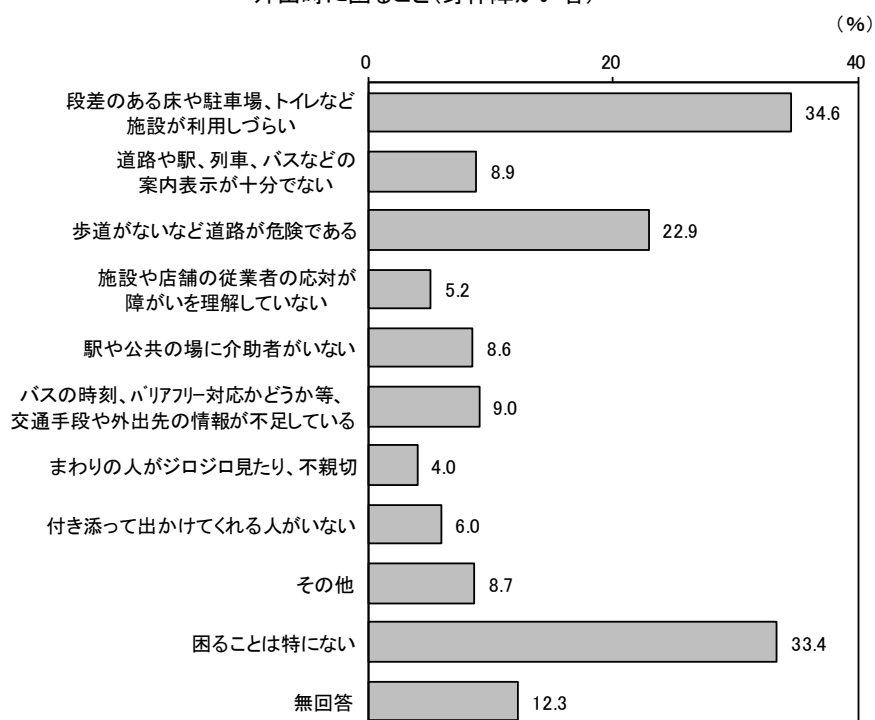
	身体障がい者	知的障がい者	精神通院医療費助成受給者
1	特に不満はない(49.6%)	経済的にゆとりがない(30.5%)	経済的にゆとりがない(51.1%)
2	経済的にゆとりがない(27.3%)	特に不満はない(27.1%)	親しく話せる友人がいない(28.3%)
3	親しく話せる友人がいない(8.2%)	親しく話せる友人がいない(23.2%)	特に不満はない(24.0%)

※「(困りごとは)特にない」はのぞく

5) 外出

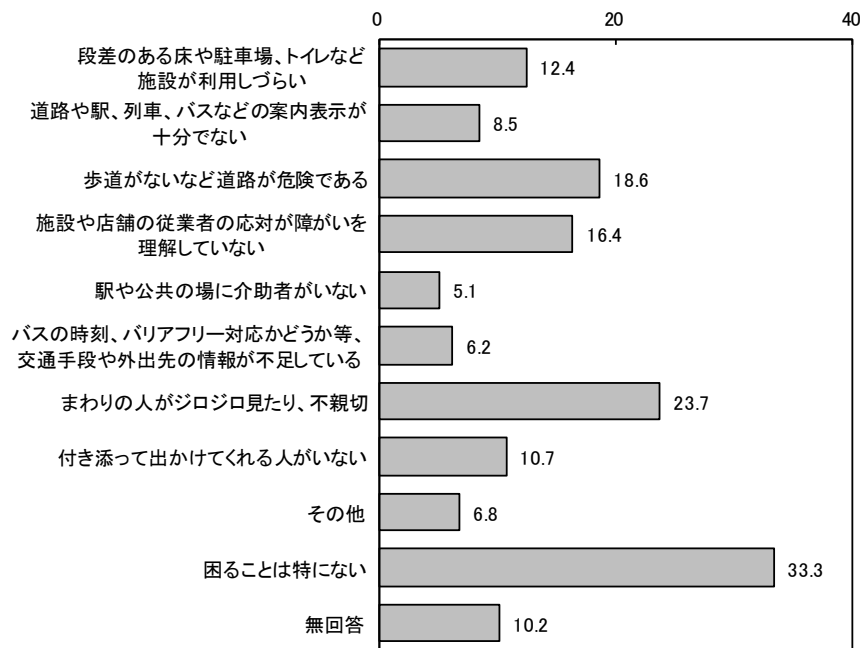
身体障がい者と知的障がい者では、外出時に特に困ることはないとの回答が 33%でしたが、身体障がい者では段差のある床や駐車場、トイレ等施設が利用しづらいや道路に対する不満が高く、知的障がい者では周りの人がジロジロ見ることなどが高くなっています。これらから、障がい者が安心して外出できる環境をめざす必要があります。

外出時に困ること(身体障がい者)



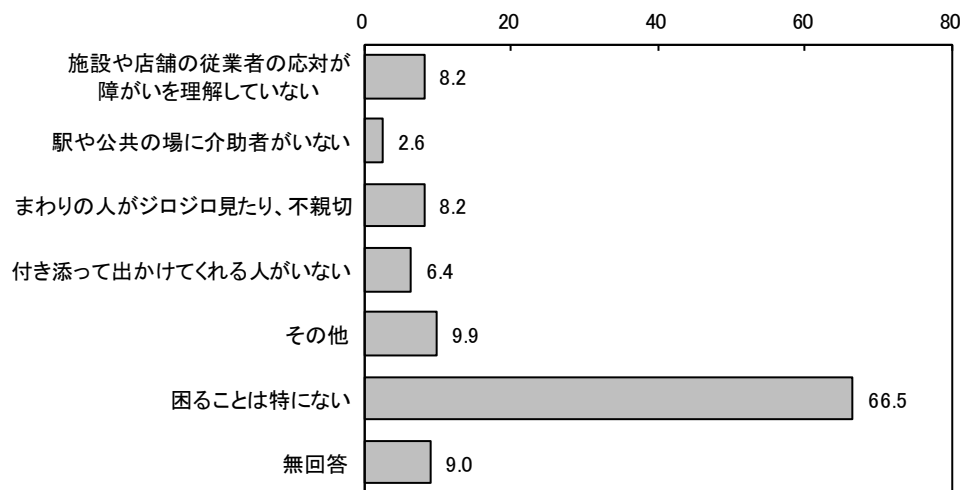
外出時に困ること(知的障がい者)

(%)



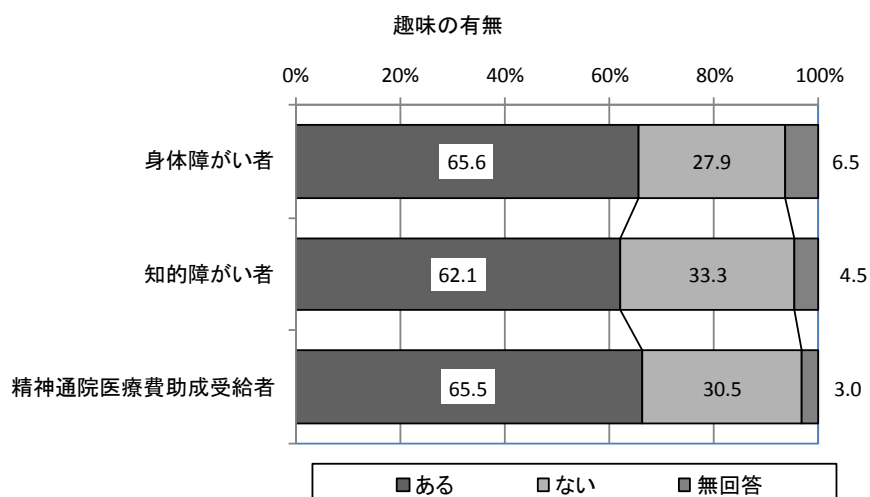
外出時に困ること(精神通院医療費助成受給者)

(%)



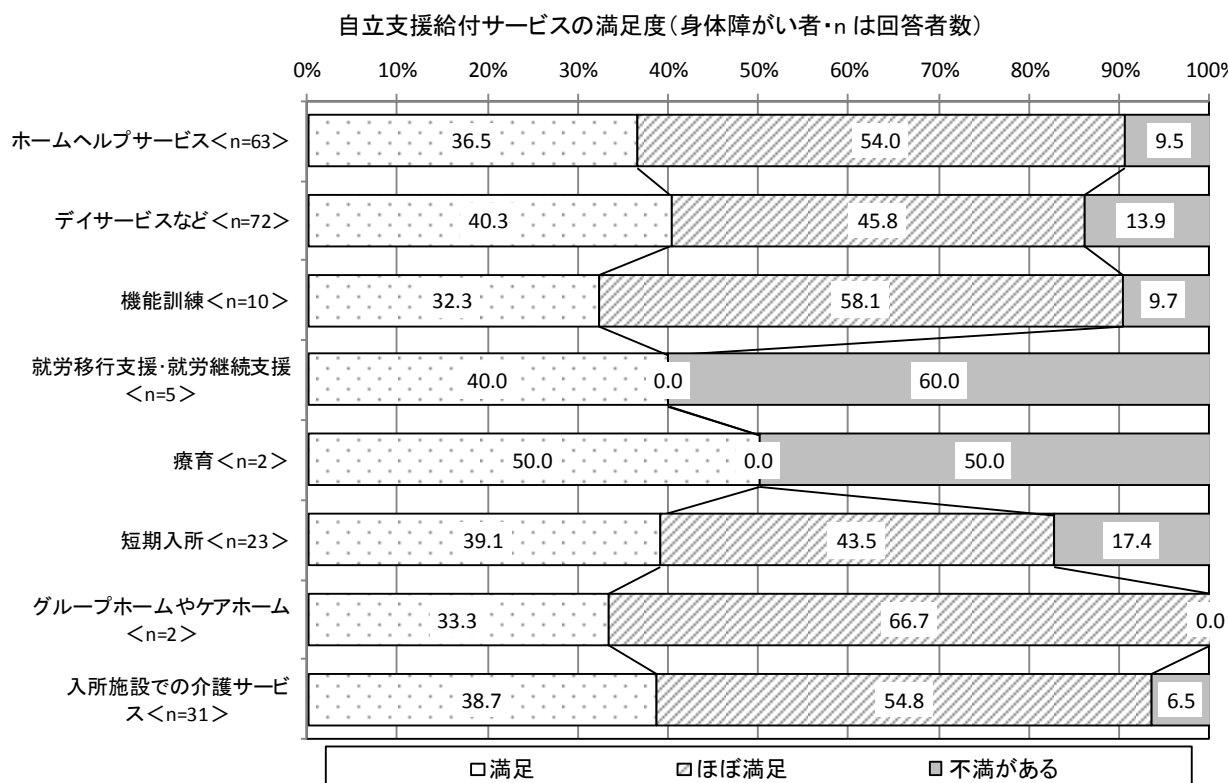
6) 余暇・地域活動

いずれの障がい種別でも、趣味がない人が約3割います。また、趣味がある人でも、その趣味が十分実現できていないと回答する人が約10%で、より豊かで充実した生活を送るため、余暇・地域活動の機会の充実等社会参加のための支援が求められます。

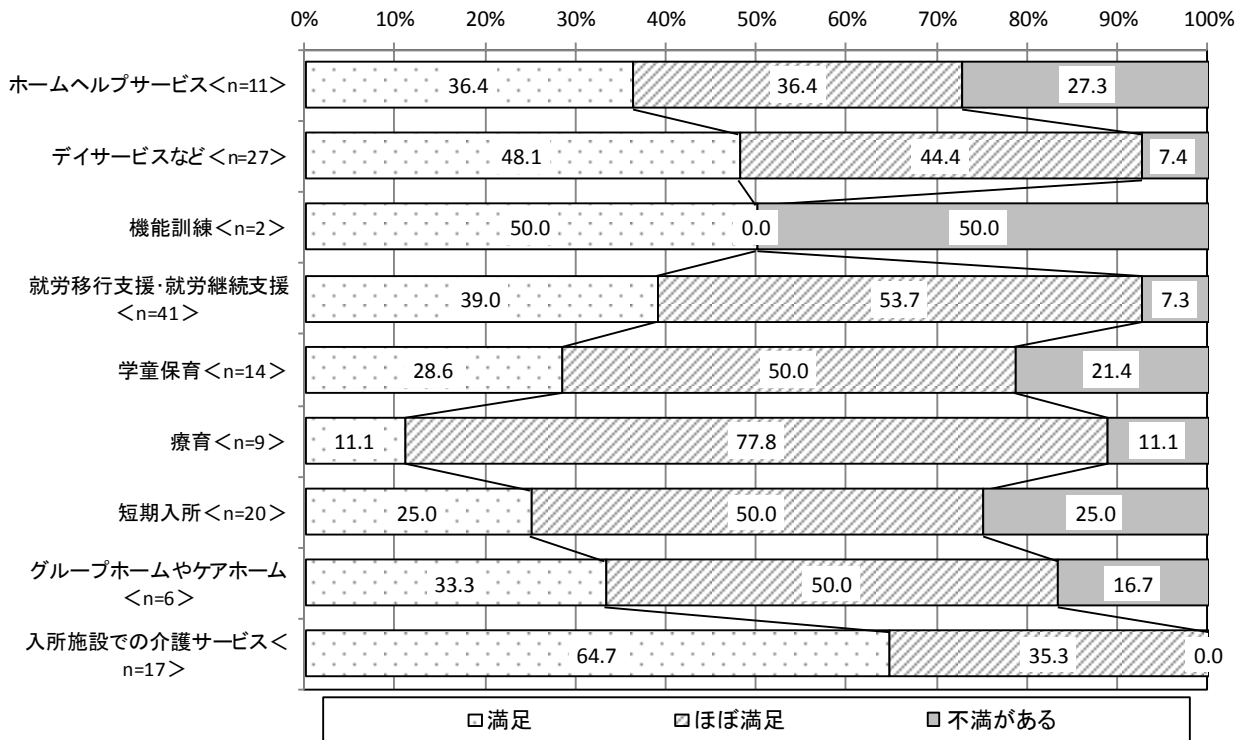


7) サービス利用

サービス利用者の各サービスに対する満足度はおおむね高いといえますが、不満もあり、その主な内容としては、デイサービス*の内容や短期入所*が緊急時に利用できないことなど、多様な不満があがっていることから、サービスの質の向上やサービス基盤の確保を図る必要があります。



自立支援給付サービスの満足度(知的障がい者・nは回答者数)

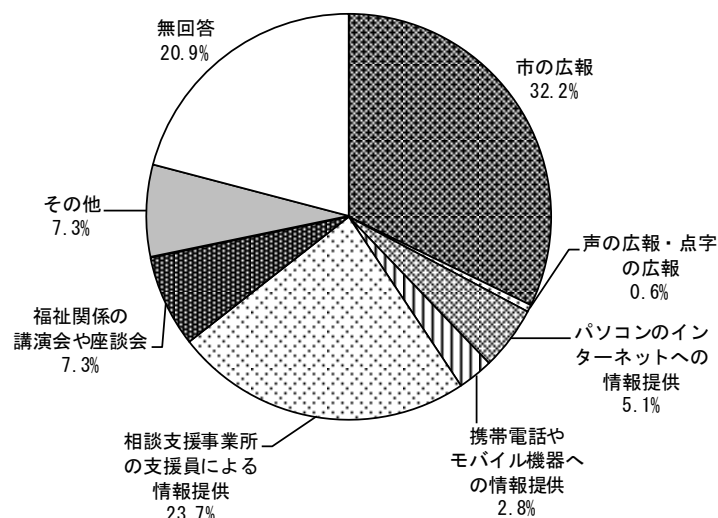


※精神通院医療費助成受給者は全体に占めるサービス利用者の割合が少なく、「デイサービス*など」以外の項目ではいずれも回答者が8人以下であった。「デイサービス*など」は回答者数18人で、「満足」38.8%、「ほぼ満足」27.8%、「不満がある」33.3%であった。

8) 情報提供

城陽市等からの生活に必要な様々な情報について、もっとも力を入れてほしいという方法は市の広報です。また、知的障がい者では相談支援事業所やサービス提供事業所による情報提供のニーズも高いことから、多様な情報提供方法を検討する必要があります。

力を入れてほしい情報施策(知的障がい者)

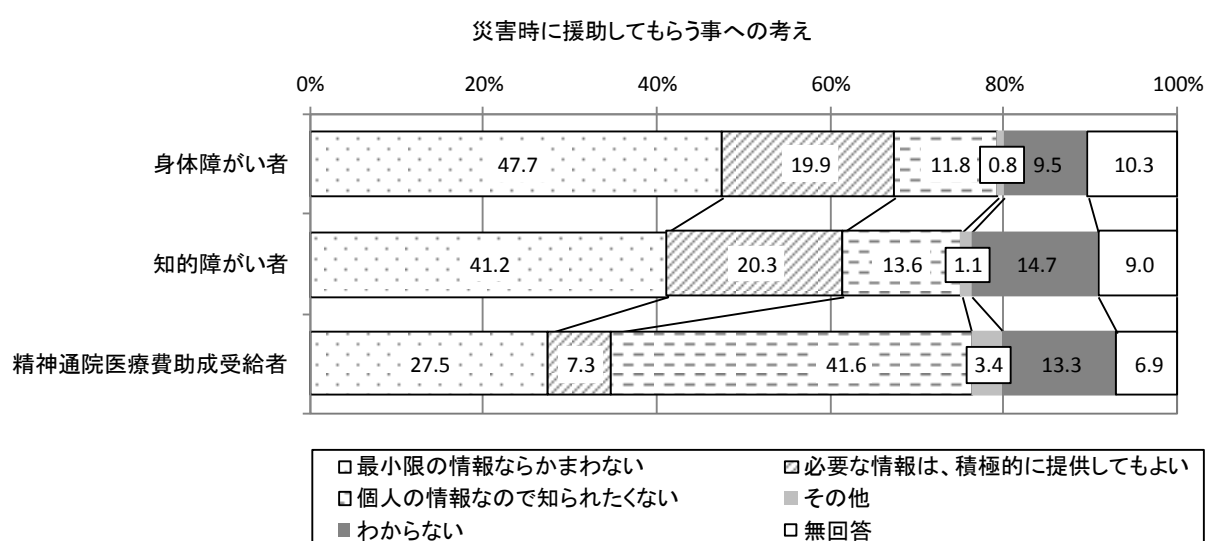


9) 生活支援

隣近所との付き合いの程度は、知的障がい者と精神通院医療費助成受給者が、身体障がい者に比べ親密さが低い傾向がありますが、それでもあいさつをする程度の付き合いが 7～8 割程度（身体障がい者では 9 割）です。付き合いをしていないとする回答は知的障がい者で 19.8%、精神通院医療費助成受給者で 14.2%です。

災害時に援助してもらおう事への考えについては、身体障がい者と知的障がい者に比べ、精神通院医療費助成受給者は、個人情報を知られたくないが 41.6%に及ぶなど、情報提供に慎重な傾向が見られます。

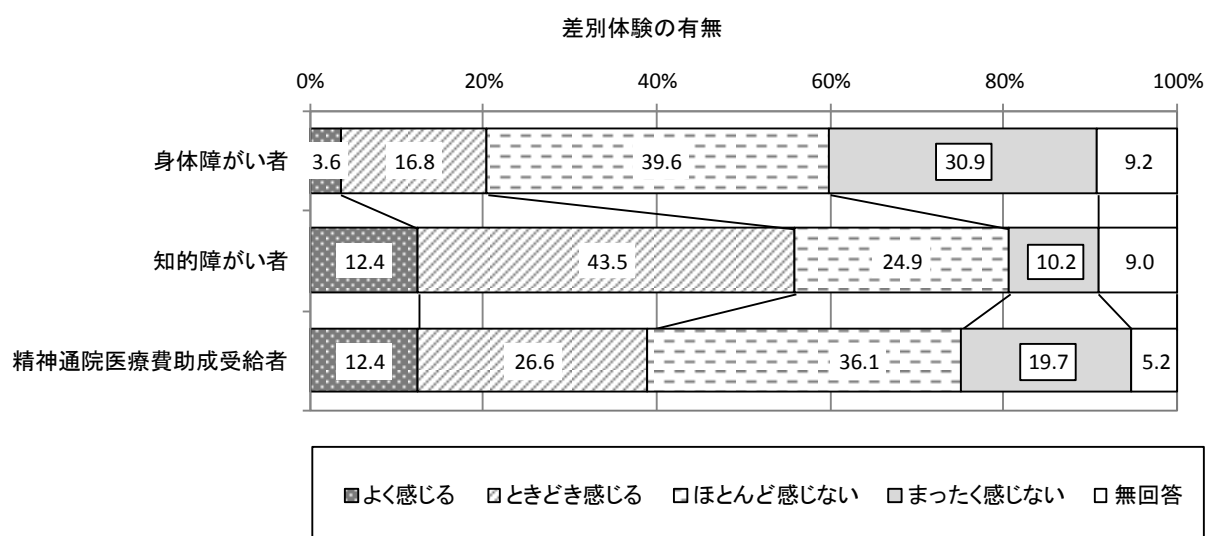
これらから、障がい者と身近な地域との関わりがさらに深くなっていくよう啓発等が必要です。



10) 城陽市の福祉環境

差別を感じると回答した人は知的障がい者で特に高くなっています。また、差別経験の内容はいずれの障がい種別でも外出時の人の視線や対応が高く、次いで就職・仕事や社会の制度が高くなっています。また身体障がい者では交通機関も高くなっています。このことから、市民への啓発をはじめとした差別のない地域社会に向けた取り組みが必要です。

城陽市で障がい者が生活を送る上で重要なこととしては、いずれの障がい種別でも気軽な相談窓口が高く、知的障がい者では多くの選択肢の回答率が他の障がいより高くなっています。また精神通院医療費助成受給者では障がい者とごく当たり前に暮らす地域づくりの回答も目立って高くなっています。これらから、障がい種別で異なる見解を踏まえた相談支援の充実をはじめとしたきめ細かな施策の推進が必要です。



11) 介助者

いずれの障がい種別でも介助者の高齢化が見られます。また、介助者の介護での困りごととしては、いずれの障がい種別でも自分の高齢化をトップに、健康や経済面等のことがあげられています。これらから、介護者の高齢化に対応し、障がい者本人とその家族が生涯にわたって安心できる支援体制の強化を図る必要があります。

介助者の介護での困りごと(障がい区分別上位3位・カッコ内数値は回答の全体に占める割合)

	身体障がい者	知的障がい者	精神通院医療費助成受給者
1	自分が高齢化してきた(71.1%)	自分が高齢化してきた(61.2%)	自分が高齢化してきた(66.7%)
2	自分の健康が良好でない(39.9%)	自分の健康が良好でない、心身が疲労している(いずれも36.4%)	経済的にゆとりがない(50.0%)
3	経済的にゆとりがない(33.5%)	他に介助を頼る人がいない(35.5%)	自分の健康が良好でない(34.3%)

6 国・府における動き

(1) 国

国においては、平成 17 年（2005 年）10 月に「障害者自立支援法*」を可決、成立させ、障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるようにするため、必要な障がい福祉サービスや相談支援等を計画的に提供されるよう、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しと併せ、市町村が障がい福祉計画を作成するよう義務付けました。

しかし、平成 22 年（2010 年）6 月には、障がい者の権利に関する条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障がい者に係る制度の集中的な改革の推進を図るため、その基本方針を閣議決定し、改革の方向性が示されました。今後、障がい者施策は、制度の抜本的な見直し作業が行われる予定で、新たな法令の制定が審議されています。内閣府の障がい者制度改革推進会議が検討を進めており、平成 25 年（2013 年）8 月の新法施行を目指しています。

また、平成 17 年（2005 年）4 月には、発達障害者支援法が施行され、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務が明らかになりました。なお、これに関しては、平成 22 年（2010 年）12 月に「障害者自立支援法*」及び「児童福祉法」が改正され、発達障がい者*・児が障がい福祉サービスの給付対象とされることとなりました。

障がい児支援については、平成 22 年（2010 年）12 月には児童福祉法の改正により、平成 24 年（2012 年）4 月から、現行の入所系・通所系サービスを再編し、通所系サービスについては、実施主体が市町村に移管されることとなり、より身近な地域で相談、支援が受けられるようになりました。

平成 23 年（2011 年）6 月には、障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が制定され（平成 24 年 10 月施行）、障がい者の権利擁護のための体制整備が図られることとなり、虐待発見の場合の通報義務が課せられ、各自治体に安全確保のための方策を講じることが義務付けられました。

さらに、平成 23 年（2011 年）8 月には「障害者基本法」が改正され公布・施行されました。

(2) 京都府

京都府においては、平成 17 年（2005 年）3 月に策定した「京都府障害者基本計画」について、障がい者を取り巻く状況の変化や前期 5 年間の実績を踏まえて、後期 5 年間の数値目標の設定を中心に、平成 22 年度（2010 年）から平成 26 年度（2014 年）までに重点的に実施すべき施策の方向を定め、この計画に基づき障がい者施策の総合的な推進を図っています。

また、障害者自立支援法*に基づく計画である「第2期京都府障害福祉計画」、障がい者の地域移行の推進や就労支援の充実・強化のための具体的な取り組み等を示した「障害者自立支援計画」に基づく施策を推進中です。さらに現在、「京都府高次脳機能障害*者支援プラン」を策定中です。

7 障がい者施策の課題

(1) 保健・医療施策の充実に向けて

ヘルスプロモーション*の考えに基づき、市民一人ひとりの努力とともに、市民の健康の保持増進を図り、健康で充実した生活が営める条件を整備していく必要があります。

障がい者については、ライフステージ*や障がい種別に応じた保健・医療施策の提供が重要であり、発生予防から早期発見、早期治療、さらにリハビリテーション*医療へとつなげていくため、関係機関の有機的な連携体制の確立が求められます。

(2) 療育*と教育の充実に向けて

障がいのある幼児児童生徒の能力や特性を最大限に伸ばしていくには、その成長過程における療育*と教育の果たす役割は大きく、そのため子どもたち一人ひとりの多種多様な障がい特性に応じた適切な療育*と教育を幼児期から一貫して提供していくことが必要です。

障がいのある幼児児童生徒が将来にわたる自立や社会参加を果たしていくには、障がいへの早期療育*と早期教育が重要です。また、発達障害者支援法に基づき、LD（学習障がい）*、ADHD（注意欠陥多動性障がい）*等の発達障がいを早期に把握し、個々の状態や特性、発達段階、適性に応じ、適切な支援システムを構築していく必要があります。

(3) 福祉施策の充実に向けて

障がい者が人としてふさわしい生活を送りながら個人の尊厳を保障される社会づくりに必要な支援を行うことはもちろんのこと、障がい者が可能な限り自立し、「生活の質の向上」を図るという観点や、ライフステージ*に応じた適切なサービスを提供するという観点から福祉施策の推進に努めるとともに、サービス利用者としての障がい者の権利を保障することが重要です。

ノーマライゼーション*の理念を具体化するには、各種福祉サービスの一層の充実が望まれます。

(4) 就労と社会参加の充実に向けて

就労は障がい者の自立と社会参加に大きな意味をもちますが、企業や団体で仕事に就いている障がい者は少なく、障がい者の就労や経済状況は依然厳しい状況といえます。今後は、就労相談体制の充実、企業への啓発、職業リハビリテーション*の充実、就労の機会の確保に向けた取り組みと経済支援制度の充実を検討していく必要があります。また、一般企業への就職、福祉的就労とも昨今その情勢は厳しく、就労が障がい者のライフサイクルにとって最大の課題となっています。

障がい者の雇用と就労の促進に向けて、障がいの特性に応じたきめ細かな障がい種別対策を総合的に講じることが求められます。

社会参加活動は、障がい者と市民の相互理解の促進、リハビリテーション*効果の面から、さらに、障がい者の自己実現、自己表現の場として重要です。このため、障がい者の社会参加拡充のための人材、地域の交流機会、啓発、情報提供、指導者の育成が必要です。

今後は、社会参加のより一層の促進に向けて、障がい者本人の活動を支援していく必要があります。

(5) 総合的な相談・支援体制の整備と地域ケア*体制の充実に向けて

ノーマライゼーション*社会の実現のために、市民への障がい福祉への理解を広げるための啓発の取り組みが必要です。

障がい者のライフステージ*に応じたきめ細かな行政施策を展開していくためには、障がい者とその家族が身近な地域で気軽に相談できる体制が整備されていること、相談された内容を的確に把握すること、そして相談された内容に応じた適切な助言や指導ができることが重要です。

福祉サービス等、障がい者と家族が安心して暮らすために必要な、様々な社会資源の情報が、広報やインターネット等で常にわかりやすく、誰にでも提供されるしくみをつくる必要があります。

必要に応じて具体的な施策を提供するための保健・医療・福祉をはじめとする幅広い分野の多様な施策をコーディネート*できる体制の整備も不可欠です。

総合的な相談支援体制の整備と情報の収集及び提供の充実は、様々な行政施策を提供していく上においても基礎となるもので、今後その推進体制の強化が必要です。

地域における相談支援体制の強化のため、障がい者自立支援協議会*の果たす役割は大きく、地域にある社会資源の活用、新たな施策の提言等、関係者、市民、当事者の協働の取り組みの推進を図ることが重要となっています。

第3章

基本的な目標と理念

1 基本的な目標と理念

本市では、「城陽市地域福祉計画」の理念に基づいて、「互いに尊重しあい、支えあうまちづくり」「みんなが参画し、協働するまちづくり」「だれもが安心できるまちづくり」を進めることから、本計画では、これらの考えを踏まえるとともに、障がい者の自立と社会参加を支援するノーマライゼーション*とリハビリテーション*の2つの考え方を基本とした目標と理念を掲げます。

ノーマライゼーション*は、障がい者が障がいの状態に関わらず普通に生活を送ることができるのが通常の社会であり、人々がお互いを認めあい、ともに生きる社会環境を築いていく考えです。

リハビリテーション*は、障がい者に対し、その能力を最大限に発揮させ、身体的、精神的、社会的な自立を援助することです。その目標は運動能力やコミュニケーション能力の回復のみならず、障がい者が生きがいのもてる人間的な生活を送り、希望にふさわしい社会参加を果たし、生活の質（QOL*）を高めることです。

本計画ではこの2つの考え方を基本に、全ての障がい者が完全参加と平等のもとに、個人の尊厳を保障され、障がいのない人と同等に社会の一員として自己選択と自己決定を果たすことができる社会づくりをめざします。また、選択の機会が保障されつつ、生涯にわたって自立し、身近で安心して暮らせる地域づくりをめざします。このため、「障がいのある人とない人が共に生きる地域社会の実現」を本計画の目標とします。

<基本目標>

障がいのある人とない人が共に生きる地域社会の実現

＜基本理念＞

（１）障がい者の権利と尊厳の保護

障がい者が当たり前に暮らし、自分らしい人生を送るにあたって、人としてふさわしい生活を営む権利と個人の尊厳が重んじられるとともに、差別・虐待等の人権侵害がない地域社会をめざします。

（２）社会のバリアフリー*化の推進

障がい者が、障がいのない人と同じように自由に行動し、社会参加できる上で妨げとなる物理的、制度的、社会的及び心理的な様々な障壁（バリア）をつくらず、取り除くことによって、障壁のない社会の形成やまちをめざします。また、障がいによる心身の特性、あるいは運動やコミュニケーションの特性を受止め、多様な障がいをあたたかく包括し、ともに社会参加を行える市民意識の醸成をめざします。

（３）交流と支えあいの推進

障がいのある、ないに関わりなく市民一人ひとりがお互いに交流し、支え合うとともに、一人ひとりが地域福祉の担い手である自覚を持ち、ともに地域の活動に参加する協働のまちをめざします。

（４）障がい者の主体性の確保

障がい者が個性や持てる能力を十分に発揮でき、主体性を持ち、社会へ積極的に参加できる地域社会をめざします。

（５）ニーズの多様性への対応

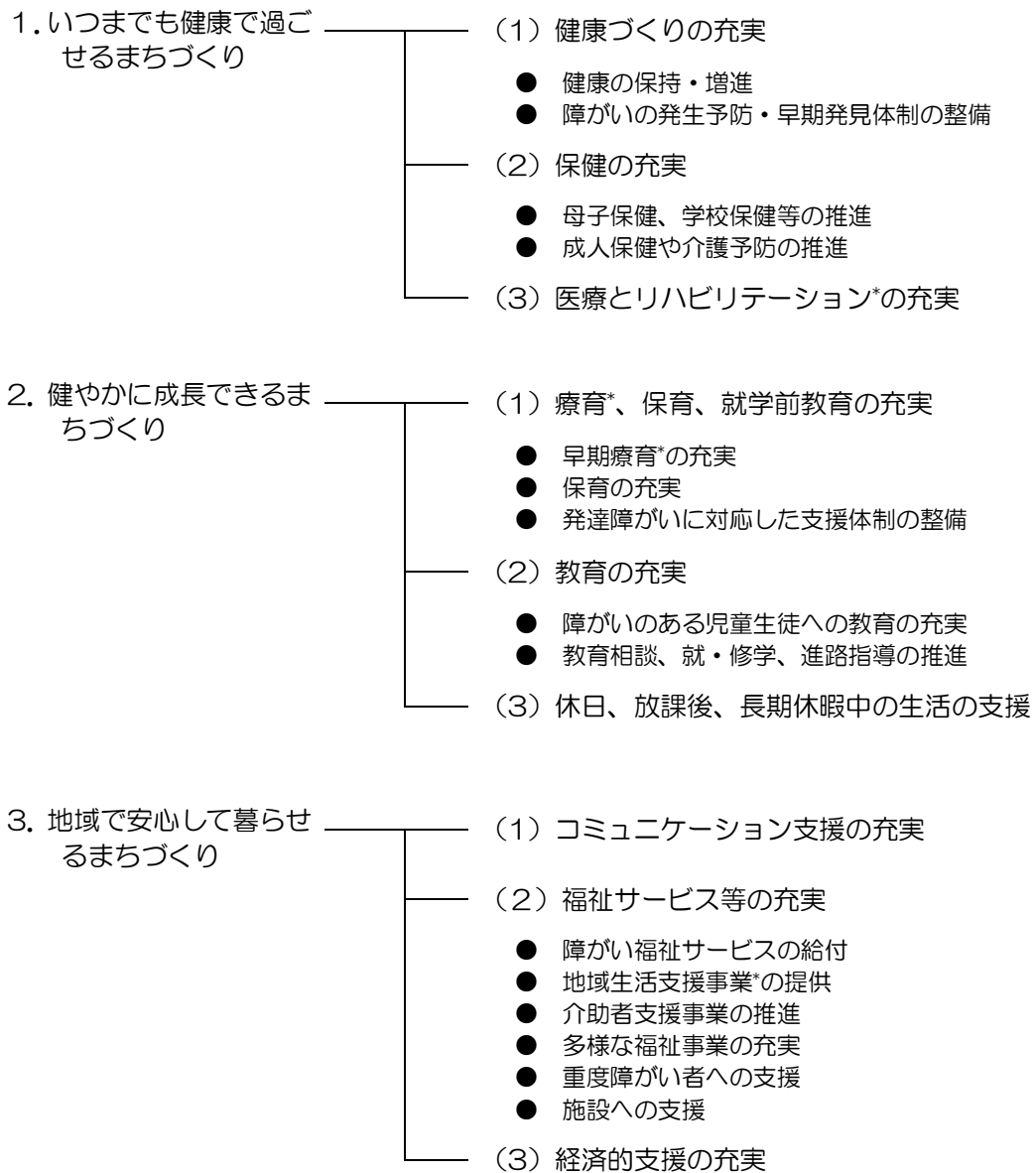
障がいの種別・程度別のニーズや、保健・医療・福祉、教育、生活環境、就労等多岐にわたる社会的支援へのニーズに対応したきめ細かな施策の充実を図る一方で、障がい者及び介護者の高齢化に対応するため、高齢者福祉施策等と施策間の連携を図り、行政施策の体系的かつ効果的な提供システムの確立をめざします。

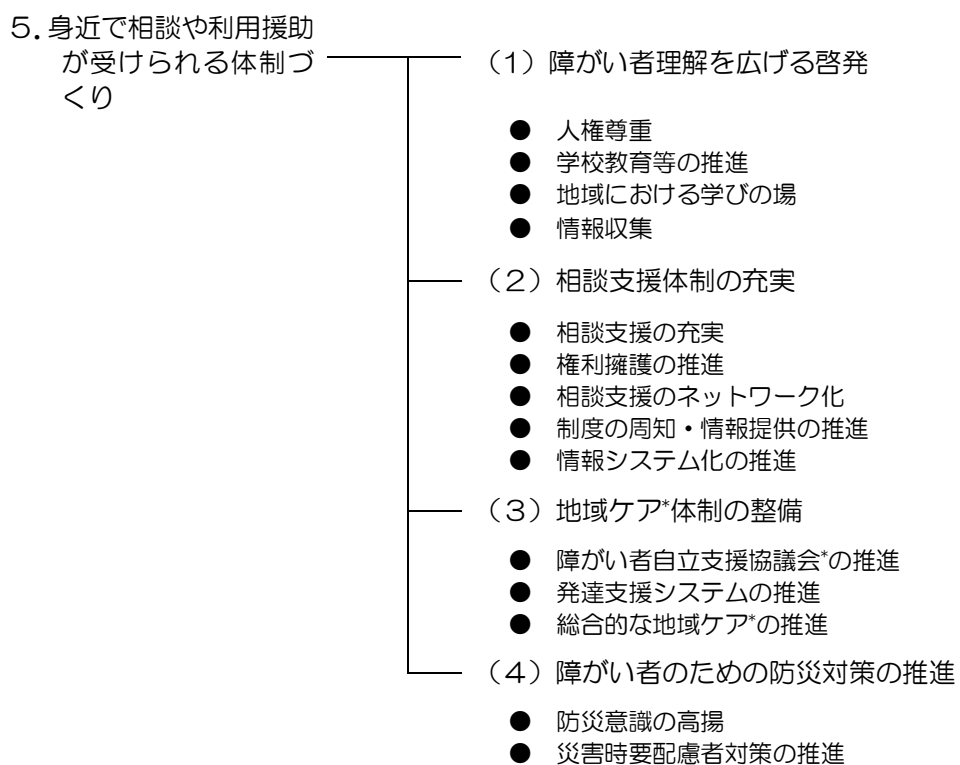
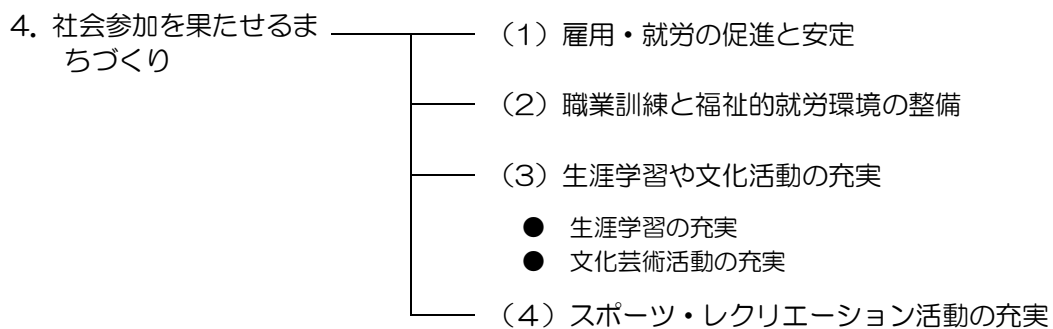
（６）支援の連続性への配慮

保健・医療・福祉、教育等の支援にあたって、障がい者やその家族の一生を見据えながら、成長、加齢に応じた適切な支援や、連続性のあるサービス提供をめざします。

2 施策の体系

以下、分野別計画における施策の体系を示します。



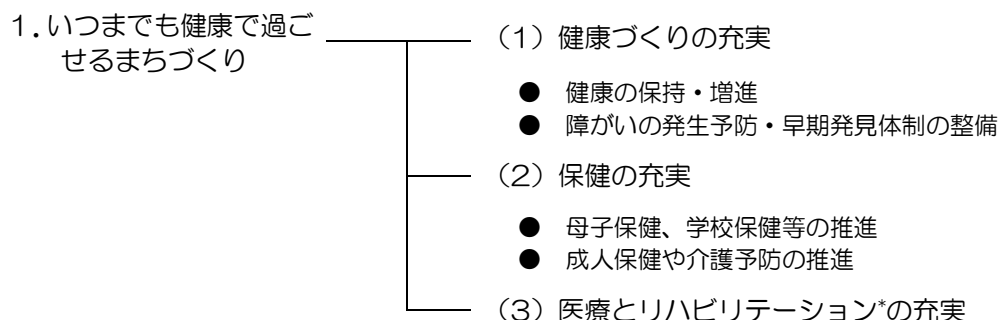


第4章

分野別計画

1 いつまでも健康で過ごせるまちづくり

■施策体系



(1) 健康づくりの充実

■課題認識

障がいの発生予防から早期発見、早期治療、さらにリハビリテーション*医療へとつなげていくため、母子保健施策の推進とともに、中途障がいの発生予防や生活習慣病予防等の施策の充実が求められます。また、関係機関の有機的な連携体制の確立が求められます。

さらに、地域保健活動の中で、こころの健康に関する啓発、予防や健康指導がますます重要となっています。

■基本方針

ヘルスプロモーション*の考えに基づいて、市民一人ひとりの健康の保持増進を図り、健康で充実した生活が営めるよう、健康教育、健康相談等による知識の普及・啓発と地域や職場での健康づくりに関する取り組みを育て、支援します。

また、障がいの原因となる事故防止対策・各種疾病の予防対策、障がいの早期発見・早期対応体制、障がいを軽減し自立を促進するためのリハビリテーション*医療について、保健・医療・福祉の各分野の連携を強化するなかで充実を図っていきます。

さらに、精神保健対策として、心の健康づくりの啓発や精神保健相談・指導等保健所の取り組みを中心としながら、これらと連携し、保健センターにおいてストレスや心の健康に関する教室等を充実します。また、ストレス解消のため市民の趣味や生きがいづくりを支援します。

■施策の方針

①健康の保持・増進

施策名	施策の内容	今後の方向
健康づくり事業の推進	障がいの発生を予防するためにも、「城陽市健康づくり計画」に基づいて、日常的に「市民一人ひとりが健康づくりの主役」という健康管理意識の定着を図り、栄養教室や健康教育、健康相談等市民意識の高揚を目的とした啓発活動を進めます。	継続
健康づくり活動の推進	健康に関する取り組みを地域に広めるため、「城陽市健康づくり計画」に基づいて、地域の各種団体と協力し、市民の日常的な健康や運動に関する取り組み、校区ごとの活動を促進します。 また、健康に関する正しい知識をもち、栄養のバランスに配慮し、適度な運動と休養をとることで、心身の健康に配慮したライフスタイル*の普及に努めます。	継続

②障がいの発生予防・早期発見体制の整備

施策名	施策の内容	今後の方向
障がいの発生予防・早期発見に向けた母子保健対策の推進	障がいの発生予防・早期発見に向け、子どもの発育や発達に関する知識を、妊産婦をはじめ広く市民に伝えます。 また、乳幼児健康診査の受診を啓発し、適切なアドバイスを行うとともに、関係者の専門性やスキルを高め、支援が必要な子どもの早期発見・対応を図ります。	継続
中途障がいの発生予防・早期発見に向けた成人保健対策の推進	健康に関する取り組みを地域に広めるため、「城陽市健康づくり計画」に基づいて、地域の各種団体と協力し、市民の日常的な健康や運動に関する取り組み、校区ごとの活動を促進します。 また、障がいの原因となる生活習慣病の予防、早期発見、早期治療、悪化防止や合併症の予防など、正しい知識の普及啓発、健康診査、健康相談、保健指導を推進します。	継続
高齢期障がいの発生予防・早期発見に向けた介護保健対策の推進	障がいの発生を予防するためにも、「城陽市健康づくり計画」に基づいて、日常的に「市民一人ひとりが健康づくりの主役」という健康管理意識の定着を図り、栄養教室や健康教育、健康相談等市民意識の高揚を目的とした事業を進めます。	継続

施策名	施策の内容	今後の方向
心の健康づくり対策（精神保健対策）の推進	複雑な社会情勢を反映して、うつ等心の健康を害する人が増加する一方、人口の高齢化に伴う認知症等の精神保健が大きな課題となっていることを勘案し、専門医と保健所を中心とした相談指導、訪問指導体制の充実を図ります。また、精神疾患や精神障がいに対して、専門的人材を確保するとともに、学校と保健・医療・福祉が連携した支援体制を築きます。 さらに、専門医や保健所の協力を得ながら、精神保健に関する知識の普及啓発を推進するとともに、近隣市町や関係機関の連携を進め、精神障がい者を地域で支えるための体制づくりに努めます。	充実

（２）保健の充実

■課題認識

障がいのある幼児児童生徒の支援については、保健、医療、保育、療育*、教育の分野を横断した適切な支援が必要です。

成人保健については、健診の受診をはじめ、サービスの利用を促すとともに、障がいの種別、特性に応じたきめ細かな支援が必要です。

■基本方針

障がい者が、健康を保持し、いきいきと活力ある生活を送るために、障がい者の障がい特性やライフステージ*に応じた、健康教育・健康相談・健康診査等に参加しやすい体制の整備を進めるとともに、保健・医療・福祉の各分野の連携を強化します。

また、障がいを受けた初期の段階で、本人及び家族に対して障がいの軽減に係る各種施策の紹介、精神的な支援等を行う相談指導体制については、福祉分野との密接な連携のもとに推進します。

■施策の方針

①母子保健、学校保健等の推進

施策名	施策の内容	今後の方向
母子保健の推進	「城陽市健康づくり計画」に基づいて、就学前の身体障がいや知的障がいのある幼児児童生徒や発達障がい児・者について、学校保健への情報提供や医療との連携で、支援対策の充実を図ります。	継続
学校保健の推進	就学期間にある身体障がいや知的障がいのある児童生徒や発達障がい児・者について、母子保健や療育施設、保育所、幼稚園との情報交換や医療との連携で、特別支援教育*のもとで支援対策の充実を図ります。	継続

②成人保健や介護予防の推進

施策名	施策の内容	今後の方向
成人保健の推進	自立支援給付や福祉施策によるサービスと一体的に、障がい者の種別や特性に応じた保健サービスを提供し、障がい者の健康増進を図ります。 また、精神疾患の早期発見に努め、保健所との連携も強化します。	継続
介護予防の推進	いつまでも健康で暮らせるよう、関係者との連携のもとに、障がいの種別や特性に応じた健康維持と介護予防を図ります。	継続

(3) 医療とリハビリテーション*の充実

■課題認識

リハビリテーション*医療の充実は、障がいの軽減、自立の推進を図る上で重要であるため、その実施体制の充実が必要と言えます。

精神保健については、精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律にもとづき、国・府を中心とした精神障がい者の人権に配慮した医療を確保することなど、関係機関に要請していくことが必要です。

また、急性期医療への対応が十分といえないことから、今後その体制づくりに取り組む必要があります。

■基本方針

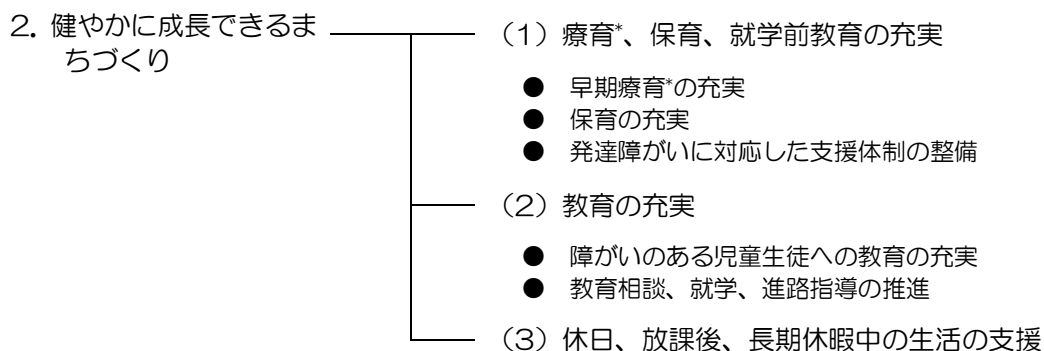
障がい者の種別や特性に応じた適切な医療サービスがいつでも受けられるよう、医療機関と保健・福祉との連携を強化します。また、医療機関の連携体制の整備を図ります。

■施策の方針

施策名	施策の内容	今後の方向
適切なリハビリテーション*を受けられる体制の整備促進	障がい予防のため、京都府立心身障害者福祉センター付属リハビリテーション病院をはじめとした医療機関と連携して、適切なリハビリテーション*や看護が受けられる体制の整備を促進します。	継続
救急医療体制の整備	休日や夜間における緊急医療需要に対応するため、保健センターで実施中の休日急病診療所の充実に努めます。 また、特に障がい者の利用に配慮した施設の整備、設備の充実を検討していきます。さらに、山城北医療圏での病院群輪番制実施により、休日等の2次救急患者の受入体制を確保するとともに、第2次救急医療*や第3次救急医療*については、その広域圏への配置や円滑な運用が図られるよう関係機関に要請していきます。	継続
障がい者配慮についての医療機関への要請	障がい者が利用しやすい医療施設・医療設備の改善に向け、様々な機会を通じて、施設、設備の改善とソフト的配慮を医療機関へ要請するよう努めます。	継続
公費負担医療制度*の運営	福祉医療費*の支給事業を継続実施します。また、更生医療*、育成医療*、精神通院医療*について、自立支援医療*として給付します。さらに、京都府と連携して公費負担医療制度*を継続実施していきます。	継続
リハビリテーション*機会の推進	医療のほか、健康づくり事業や介護保険の地域支援事業として、障がいの重度化防止、疾病の悪化予防、転倒予防、認知症予防のためのリハビリテーション*機会を確保します。	継続
急性期から回復期、維持期への連携体制の整備	急性期、回復期、維持期を担う医療機関が、患者の生活機能に関する情報交換や履歴の共有化を図るなど、連携体制の整備を図ります。	新規

2 健やかに成長できるまちづくり

■施策体系



(1) 療育*、保育、就学前教育の充実

■課題認識

療育*と障がい児保育については、年々対象児童数が増えていることから、発達障がい児・者への対応も含め、保育園、幼稚園等における受入体制の充実、療育*施設ふたば園と教育、保健、医療、福祉等の各分野との十分な連携、ふたば園の事業内容の充実を図る必要があります。

このため、今後は身体障がいや知的障がいのある児童及び発達障がいのある児童に対して、継続的かつ多面的支援を行える発達支援システムの構築に向けて、教育、保健、福祉の分野を横断した取り組みが必要です。

また、児童福祉法の改正により、平成24年度（2012年度）から障がい児の通所支援が市町村事業となり、今後、障がい児に対する保育・療育*の充実がより求められることとなります。福祉・教育・保健・医療各分野の連携強化による横断的取り組みや、成長に伴う継続的な支援の実施に努めていく必要があります。

■基本方針

障がいのある児童の発達を援助する早期療育*体制の充実とともに、障がいを受けた初期の段階で精神的な支援等を行える相談指導体制及び保育事業、療育事業の充実に努めます。

また、発達障がいのある児童の発達及び円滑な社会生活を促進するため、発達障がいの正しい理解の普及、相談支援体制の強化に努めます。

さらに、適切な時期に就学判断に資する情報提供及び相談活動の充実を図るとともに、必要な支援が児童の成長や進級に伴って連続して提供されるよう、ふたば園、保育所、幼稚園、学校等の連携体制の強化と発達支援のための新たなシステムの整備と児童一人ひとりの個別の支援計画の作成を図ります。

■施策の方針

①早期療育*の充実

施策名	施策の内容	今後の方向
障がい児通園事業	乳幼児健診等において把握された障がい児及び障がい発生の可能性のある乳幼児への早期療育*体制の充実に努めるため、ふたば園をはじめ障がい児通所施設の事業内容の充実を図ります。	継続
こども発達支援センターとの連携	療育*に関する総合的な相談活動や支援を行うこども発達支援センターとの連携を図ります。	継続
療育*に関わる関係機関の連携強化と情報の共有化	療育*が必要とされる障がいのある児童に対する確かな相談・指導ができるよう、保健所、保健センター、療育機関（ふたば園）、福祉事務所、教育委員会等の関係機関の連携を強化するとともに、相談に関わる各種情報の収集、情報の共有化に努めます。	継続
難聴児への早期支援	聴覚に障がいのある児童の早期療育*、コミュニケーション能力の習得が重要であるため、難聴児に対し重度軽度を問わず補聴器を給付する事業を検討します。	新規

②保育の充実

施策名	施策の内容	今後の方向
障がい児保育・母子通園事業*の推進	保育に欠ける障がいのある児童を、保育所において障がいのない児童とともに集団保育することにより、社会性の成長発達を促進する障がい児保育を継続実施します。また、家庭で保育ができていても保護者の希望により障がいのある児童が保育所に通園できる母子通園事業*の継続実施を行うとともに、障がい児保育指導委員会の機能充実を図ります。	継続

③発達障がいに対応した支援体制の整備

施策名	施策の内容	今後の方向
発達障がいの正しい理解の促進	発達障がいについて、発達障害者支援法*や障害者自立支援法*の趣旨を踏まえながら京都府と連携して、相談支援、啓発、研修等の支援体制の整備を図ります。	充実
発達障がいの早期発見・早期支援	発達障がいの早期発見・早期支援によって児童の可能な限り自立した生活と円滑な社会参加、不登校等の防止を図るため、身近な相談窓口や保育・教育・母子保健のスタッフの専門性の向上と連携及びサービス調全体制の確立に努めます。また、京都府と連携して年中児発達サポート事業の実施を検討します。	充実
庁内と関係機関の連携	発達障害者支援法*に基づく施策の推進のため、庁内において部局を横断した施策の立案のための体制整備を図ります。 またこども発達支援センター等府の機関との連携を強化します。	充実
発達障がい支援センター早期開設の要望	京都府南部における発達障がい支援センターの早期開設を府に要請します。	継続

(2) 教育の充実

■課題認識

障がいのある児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた適切で効果的な教育的支援が行えるよう、教育内容・方法の充実、教職員の資質や能力の向上、教育環境の整備、さらに交流及び共同学習の推進等を図っていく必要があります。

■基本方針

障がいのある人のライフステージ*を通じて教育的ニーズに応じた計画的・継続的な指導が可能となるよう、教育内容の充実、教育環境の整備、教職員の資質・能力の向上とともに個別の指導計画に基づいた特別支援教育*の充実を図ります。

また、就学する時期や卒業を控えた時期は障がいのある児童生徒とその保護者にとって就学や進路について判断を求められる重要な時期であることから、保護者が必要とする適切な時期に就学や進路の判断に資する情報提供及び相談活動の充実に努めます。特に中学、高等学校卒業後の進路については、学校と職業安定所等関係機関の連携による相談機能の充実にめざし、それらの機関への協力や支援を行います。また、就労環境が充実するよう、市内の企業や経済団体等への啓発に努めます。

■施策の方針

①障がいのある児童生徒への教育の充実

施策名	施策の内容	今後の方向
特別支援教育*の推進	教育と福祉、保健等関係機関の連携のもと、障がいのある児童生徒の教育的ニーズに応じた対応を行う特別支援教育*の充実を図ります。	継続
教育活動等の推進	自立し社会参加する資質や能力を育てるために、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育課程を編成して、指導方法の工夫改善や個別の指導計画の作成に努めるとともに、交流及び共同学習を教育活動全体に位置づけ、計画的、継続的に推進します。また、盲・聾・支援学校や通級指導*教室との連携の一層の充実を図ります。	継続
教育環境の整備	特別支援学級をはじめとして、児童生徒の教育環境をよりよくするため、教材、施設、設備等の整備充実に努めます。	継続
教職員の資質・能力の向上と研修の推進	教職員が障がいのある児童生徒の教育に対する理解を深め資質・能力の向上を図るため、教職員研修の一層の充実に努めます。	継続

②教育相談、就・修学、進路指導の推進

施策名	施策の内容	今後の方向
教育相談、就・修学指導の推進	障がいのある児童生徒やその保護者の状況にきめ細かく対応できるよう就学指導委員会、学校における教育相談、就・修学指導の推進を図ります。また、「特別支援教育連携協議会」等、支援校、支援級と連携して総合的な支援の推進を図ります。	充実
進路指導の推進	生徒の進路実現に向けて進路指導体制等の充実を図ります。	継続

(3) 休日、放課後、長期休暇中の生活の支援

■課題認識

障がいのある児童生徒の休日、放課後、長期休暇中の支援については、多様なサービスが整ってきましたが、ニーズに対して十分とはいえないことから、今後も市内小中学校や市外の盲・聾・支援学校のいずれの場合においても、児童生徒本人も保護者も安心して生活を送ることができるよう支援策を充実させる必要があります。

平成 24 年度（2012 年度）からは、児童デイサービス*は、障がい児通所支援*という新たなサービス区分の放課後等デイサービス*へと再編されます。今後は、新たな枠組みのサービスを含め、障がい児の休日、放課後や長期休暇中の支援策の一層の充実を図る必要があります。

■基本方針

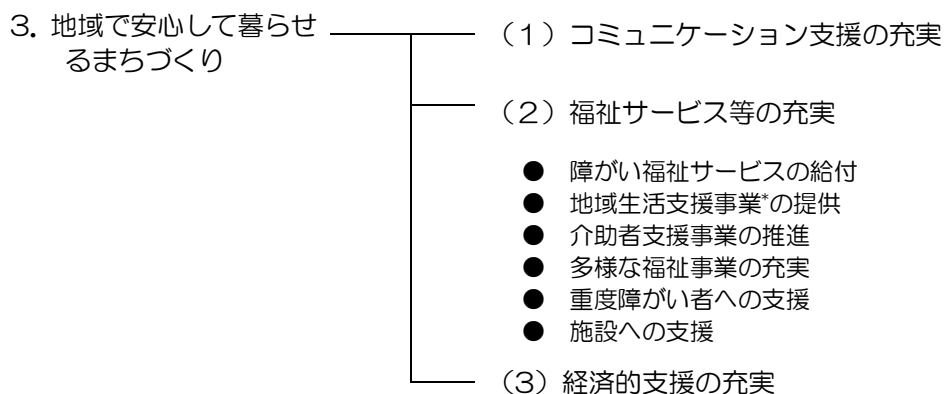
身体障がいや知的障がい、発達障がいのある児童生徒が、休日や放課後、長期休暇中も学校や地域で過ごせるよう、生活の過ごし方に対応した学童保育等の推進を図ります。

■施策の方針

施策名	施策の内容	今後の方向
休日や放課後、長期休暇中の生活の支援	障がいのある児童生徒の夏休みにおける生活の充実に向けて、社会福祉協議会が実施している障がい児サマースクールの運営について支援を行うとともに、休日や放課後の障がいのある児童生徒の日常生活の充実を図るために民間サークルやボランティアの協力を求め、その活動場所の確保に努めます。 なお、共働き家庭における障がいのある児童生徒については、学童保育所における受け入れの継続実施を進めます。	継続
障がい児通所支援*の実施	障がいのある児童の放課後における療育*の場や預かりサービスの充実のため、障害者自立支援法*及び児童福祉法の改正により新たに創設された障がい児通所支援*の実施及び提供基盤の充実を図ります。	新規

3 地域で安心して暮らせるまちづくり

■施策体系



(1) コミュニケーション支援の充実

■課題認識

聴覚・言語障がい者等コミュニケーションの方法に制約を受ける障がい者が、地域で自立した生活を送れるようにするためには、十分なコミュニケーション手段を確保するとともに、様々な情報が入手できるよう設備や人的援助によって支援する必要があります。

また、急速に発達しているインターネット等の情報通信技術は、障がい者の生活や社会参加にとっても様々な利点を見出すことができますが、障がいのために情報通信手段を利用する機会や技術を習得する機会が十分でないことから、障がい者が情報通信技術を利用する機会や修得する機会の確保に努めるなど、情報格差の解消を図る必要があります。

■基本方針

情報収集やコミュニケーション確保に大きなハンディキャップがある視覚障がい者や聴覚障がい者及び知的障がい者等の自立と社会参加を促進するために、コミュニケーションと情報の取得または利用のための手段の確保や行政情報の提供を充実するとともに、情報機器の進歩を踏まえて多様な情報通信手段の活用を図るなど情報バリアフリー*化を推進します。

■施策の方針

施策名	施策の内容	今後の方向
視覚障がい者へのコミュニケーション支援	視覚障がい者に対しては「点字広報」「声の広報」の発行等を通じて、各種情報提供の拡充を図るとともに、各種会議や講演会、懇談会等における案内文書や資料については点字化を促進します。	継続
聴覚障がい者へのコミュニケーション支援	聴覚障がい者に対しては、手話通訳や要約筆記等によるコミュニケーション支援を充実させるとともに、ＴＶ広報番組やビデオ等に字幕や手話通訳をつけるように努めます。また、聴覚障がい者に対する市役所や医療機関、郵便局等での必要なコミュニケーション支援の充実を図ります。さらに、市役所窓口での円滑なコミュニケーション支援のため、職員の手話教室や要約筆記教室への参加を促進します。	継続
手話通訳者*、手話奉仕員*、要約筆記奉仕員*の派遣及び専門養成の推進	聴覚障がい等により社会生活上の情報収集やコミュニケーション確保に援助を必要とする市民に対し、手話通訳者*、手話奉仕員*、要約筆記奉仕員*を派遣し、障がい者の能力の発揮や自立と社会参加の促進を一層支援します。また、手話通訳者*等の研修体制の確立、複数者派遣、新たな従事者の養成や配置等、業務の専門性が系統的に有効に機能するよう充実していきます。	継続
聴覚言語障がい者への支援	聴覚言語障がい者情報提供施設として京都府南部地域に「京都府南部聴覚言語障害センター」の設置を近隣市町とともに要望します。また、聴覚言語障がい者に対する支援として府や専門機関が行う言語相談・評価・指導、言語訓練、吃音相談等との連携に努め、専門性の高い支援の充実を図ります。	継続
人材の確保	市民の協力のもとに、点訳奉仕員*、朗読奉仕員*、手話奉仕員*、要約筆記奉仕員*等の養成及び実践機会・場所の提供により、障がい者の情報確保とコミュニケーション支援の条件拡大を図ります。	継続
重度聴覚障がい者等ミニファックス及び身体障がい者福祉電話の設置事業	重度聴覚障がい者及び手話奉仕員*等にミニファックス、フラッシュベルを設置する事業、ならびに、重度身体障がい者の緊急時の連絡手段としての福祉電話を設置する事業を継続実施します。	継続
新しい情報機器の利用と導入	技術の進歩が著しいなか、パソコン等の情報通信機器の中には、障がい者のコミュニケーション手段として有効に活用できる機器も出現しつつあるため、新しい情報機器の利用・導入に向けて検討を行います。また、パソコン要約筆記の普及に努めます。	継続

施策名	施策の内容	今後の方向
情報環境のバリアフリー化	IT講習会の開催等により、障がい者のIT技能の向上と情報格差の解消を図ります。また広報をはじめとして、市内の情報環境の様々な場面で、文字情報だけでなく図や絵を用いるなどユニバーサルデザインによる情報提供を促進します。	継続
聴覚障がい者情報発信システムの推進	地域の生活情報、気象や地域情報を携帯メールやファックスで情報提供します。災害発生時には災害対策本部と連携して災害情報や避難に関する情報を提供します。	継続

(2) 福祉サービス等の充実

■課題認識

ノーマライゼーション*の理念を具体化するため、在宅福祉施策の一層の充実が望まれます。本市では、これまで多様な在宅サービスを提供し、徐々にそのためのサービス基盤を確保してきましたが、ニーズに対してはまだ十分とはいえません。平成 18 年度（2006 年度）からは、自立支援給付が新たにスタートし、これまで自立支援給付の適切な運用を図るとともに、地域生活支援事業*や市の一般福祉サービスとして多様な事業メニューを提供してきました。

また、発達障がい等様々な障がいごとの特性に応じた支援について、一層の充実と身近でより専門性の高い相談機能の充実を図っていく必要があります。さらに、難病患者*の疾病は長期にわたり、患者や家族にとって心身的、経済的負担が大きいことから、必要な福祉施策の提供を図る必要があります。

■基本方針

障がい者の生活様式の多様化、障がいの重複化等により、在宅サービスに対するニーズも多岐にわたっているため、現行の各サービスが障がい者にとってより使いやすくなるよう、障がい者の自己選択や自己決定を尊重し、利用者本位の自立支援給付の適切な運用に努めるとともに、給付対象とならない従来の福祉サービスの一層の強化、発達障がいのある人や難病患者*等を対象としたサービスの充実や、介助者の高齢化や健康状態等の大きな負担への対応としての介助者支援施策の充実を図ります。居住系サービスについては、施設から地域生活への移行支援の観点からも身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に対応したグループホーム*の確保に努めます。

また、これらのサービス利用が負担とならないよう、国の制度上の利用者負担を市独自の制度によってさらに軽減するなど、利用者への配慮に努めます。

入所施設サービスについては、地域における重要な社会資源であるという観点から、施設機能の充実を図るとともに地域社会に開かれた施設としてその活用を進めます。また、施設から地域での生活へ移行する障がい者の移行支援施策の充実を図ります。

■施策の方針

① 障がい福祉サービスの給付

施策名	施策の内容	今後の方向
訪問系サービス	様々な障がい特性に応じて、必要なサービス提供ができるよう、事業者と連携して、介護人材の資質の向上に努めます。また、新設される同行援護サービスの利用促進を図ります。	継続
短期入所*サービス	事業所の新規開設や定員増等について、事業者に働きかけます。	継続
日中活動系サービス	利用者ニーズに応じたサービス提供の確保に努めるとともに、事業者の支援施策として、既存事業者の施設整備や定員増のほか、新たな日中活動の場の確保とこれを担い うる人材の育成に努めます。 ※「4 社会参加を果たせるまちづくり（1）雇用・就 労の促進と安定」参照	継続
居住系サービス	介護が必要な人や通所が困難な人に対し居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行う施設入所支援*を行います。	継続
グループホーム*・ケアホーム	グループホーム*・ケアホームの整備促進を図ります。また、家賃について障がい者の地域移行を進めるため、その一定額を助成します。	継続
補装具*給付事業	障がい者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労における能率の向上を図ること、及び障がい児の育成を目的として、身体の欠損部分や損なわれた身体機能を補完・代替する用具を支給します。	継続

② 地域生活支援事業*の提供

施策名	施策の内容	今後の方向
（コミュニケーション支援事業*）	※「本節（1）コミュニケーション支援の充実」参照	
日常生活用具給付事業	日常生活がより円滑に行われるために、必要な日常生活用具*の給付または貸与を行います。	継続
移動支援事業*	余暇活動を含む目的の外出に対する個別の移動支援を実施し、障がい者の社会参加を促進します。	継続
地域活動支援センター	創作的活動、生産活動、交流の場等、障がい者の日中活動の多様なニーズに対応するための拠点としての機能を高めます。	継続

施策名	施策の内容	今後の方向
日中一時支援	障がい児・者の日中の活動の場を確保するとともに、家族介護者の負担軽減を図るため、一時支援事業を実施します。	継続
相談支援	障がい者やその家族が地域のより身近な所で様々な問題や悩みについて気軽に相談できる体制を充実するとともに、総合的な相談支援体制の整備を図ります。	充実

③ 介助者支援事業の推進

施策名	施策の内容	今後の方向
心身障がい者介護支援事業*の充実	自立支援給付（短期入所*）や児童福祉法の児童デイサービス*や放課後デイサービス*及び地域生活支援事業*（日中一時支援）などにおいて、介護者の負担軽減を図るための柔軟な利用の検討と障がい児の保護者の交流促進が図られるよう支援します。	充実
家族介助者や保護者同士の交流	家族介助者や保護者の団体の活動に対する支援を図り、活動支援のための職員の配置を継続します。	継続

④ 多様な福祉事業の充実

施策名	施策の内容	今後の方向
重度肢体障がい者ガイドヘルパー派遣事業の推進	障がい等により、社会生活上の自由な行動や移動に援助を必要とする市民に対し、ガイドヘルパー*を派遣し、障がい者の能力の発揮や自立と社会参加の促進を一層支援します。	継続
専門的知識と技術が十分に活かされる環境整備	手話奉仕員*、要約筆記奉仕員*、ガイドヘルパー*等の専門的知識と技術が十分に活かされるよう、派遣のコーディネート*機能の強化等の環境整備を進めます。	継続
訪問入浴サービス*の検討	自力や家族介護での入浴が困難な障がい者への訪問入浴サービス*の実施を検討します。	新規
通所交通費の助成	日中活動系サービスの事業所に通所する障がい者の公共交通機関の交通費を30%助成します。	継続
障がい者住宅改良助成事業	障がい者が住み慣れた地域社会で自立して生活できるよう、バリアフリー*等による居住環境を改善する住宅改良費用を助成します。	継続
住宅改修支援事業	理学療法士*や作業療法士*を確保し、建築士の協力を得て、住宅改修に関する相談・情報提供や、住宅改修費に関する助言を行うなどの支援を行います。	継続

施策名	施策の内容	今後の方向
外出支援サービスの実施の推進	外出が困難な障がい者の通院や施設利用、社会参加ニーズに対応するための「福祉タクシー利用券の交付事業」の充実を図ります。	継続
身体障がい者用自動車改造費助成事業、自動車運転免許取得教習費助成事業の推進	重度肢体障がい者が、就労等のために自動車を取得する場合に、その自動車の改造に必要な経費の一部を助成する「身体障がい者用自動車改造費助成事業」、及び身体障がい者が自動車運転免許証を取得した場合に、その教習費の一部を助成する「自動車運転免許取得教習費助成事業」を継続実施します。	継続
難病患者*等居宅支援事業	難病患者*の在宅での安定した療養生活の確保と生活の向上のために、ホームヘルパー派遣*及び日常生活用具*の給付等の支援を行います。	継続
小児慢性特定疾患児日常生活用具*給付事業	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾患児に対し、日常生活の便宜を図るための日常生活用具*の給付等、保健所や保健センターと連携して支援していきます。	継続
診断書料補助事業の推進	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付、再交付並びにホームヘルパー派遣*に必要となる申請用の診断書料に対する補助を継続実施します。	継続
精神障がい者のグループワーク*等の充実	精神障がい者同士の交流等によって社会復帰をめざすため、社会適応訓練事業、グループワーク*等の機会を充実します。	継続
住民参加型相互援助サービス事業の支援	社会福祉協議会が実施している住民参加型相互援助サービス事業（何らかの事情で日常生活に支障が生じ、他にホームヘルパー等の公的な福祉サービスの利用が困難な世帯に対する助け合い活動を、ボランティア意識を基盤とした市民参加と協力による会員組織で行う事業）について、利用の促進が図られるよう支援を行います。	継続
当事者団体への支援	障がい者の当事者団体の活動がより充実したものとなるよう、現状の支援担当職員の配置を継続し、支援に努めます。	継続
「サロン・アニマート」の実施	精神障がい者の地域生活における交流の機会を設け、自由に過ごせる居場所を提供します。	継続

⑤ 重度障がい者への支援

施策名	施策の内容	今後の方向
重度障がい者への支援	重度の障がい者のための包括的支援を充実させるための体制を、障がい者自立支援協議会*において検討します。	充実
医療的ケアを必要とする重度障がい児者支援の充実	医療的ケアを必要とする重度障がい児者が安心して地域で暮らすための支援策の拡充、充実を図ります。	充実

⑥ 施設への支援

施策名	施策の内容	今後の方向
施設機能の地域への開放	施設が持つ機能を、地域で生活する障がい者やその家族、さらに広く一般市民に開放し、居宅サービスの実施や交流事業の開催等によって地域と一体となった施設となるよう促します。	継続
地域生活移行支援の充実	入所（入院）から地域生活への移行を促すため、入所（入院）施設と連携して、保健・医療・福祉、就労や生きがい等の分野で障がい者が地域で暮らすために必要な支援を明らかにしたサービス利用計画や地域移行計画を作成し、必要なサービス提供を図ることで生活設計を支援します。また、これと連動し居宅介護*支援体制の充実、居宅サービス基盤の確保や地域における障がい者への理解と心のバリアフリー*を促進します。	継続
施設整備への支援	京都府や施設関係者と連携し、安定した施設運営が行われるよう施設等の整備を促進します。	継続

(3) 経済的支援の充実

■課題認識

障がい者が社会で生活を送るためには、経済的保障も重要となってきます。障がい者年金や障がい者手当等の支給、サービス利用費の負担軽減は、障がい者の自立を図る上で大きな役割を果たしてきており、今後もこれらの継続が必要です。

■基本方針

年金や手当の制度等、国の所得保障制度の充実を国や府に対して働きかけていくとともに、医療費の助成や更生医療*の給付によって障がい者やその家族の経済的負担を軽減するよう努めます。

また、福祉サービス等の利用者負担を国や府の制度以上にさらに軽減するため、市独自のサービス利用費の負担軽減を実施します。

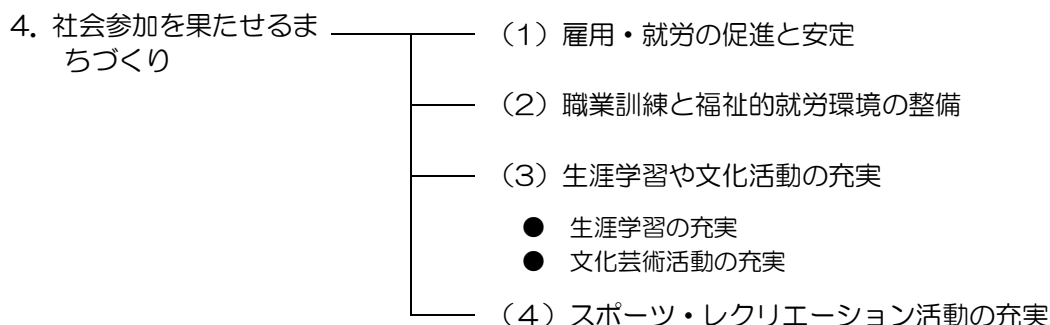
さらに、保護者の相互扶助制度である心身障がい者扶養共済制度、運賃や公共施設利用の割引等の経済的負担の軽減を図る制度についても、関係機関の協力を得ながら、その充実に努めます。

■施策の方針

施策名	施策の内容	今後の方向
特別障がい者手当等支給事業	障がい児福祉手当、特別障がい者手当、福祉手当の支給を継続します。	継続
心身障がい者扶養共済制度加入奨励金支給事業	心身障がい児・者の保護者が加入者となって掛け金を納め、保護者が亡くなったり、重度の障がい者になった時、心身障がい児・者に対して給付金を終身支給する心身障がい者扶養共済制度加入奨励金支給事業を継続し加入促進を図ります。	継続
特別児童扶養手当支給事業	20歳未満の児童で精神又は身体に中程度以上の障がいのある児童の保護者等を対象とした特別児童扶養手当支給事業を継続します。	継続
自立支援給付における利用者負担の軽減	自立支援給付対象となるサービスの利用者に対して、国や府の制度よりさらに軽減となる市独自の負担軽減措置を実施します。	継続
地域生活支援事業*における負担軽減	移動支援、日中一時支援、相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具支給事業等地域生活支援に係る利用者負担については、負担を求めない制度として継続します。	継続
福祉医療費*の支給	福祉医療費*の支給事業を継続実施します（再掲）。	継続

4 社会参加を果たせるまちづくり

■施策体系



(1) 雇用・就労の促進と安定

■課題認識

一般企業への就職は、民間企業の協力が不可欠であることから、職域の拡大、雇用条件の改善に向けて、事業主への指導と啓発の強化、求人情報や職業相談の充実等、多面的な取り組みが求められますが、これらは国や府の事業が中心となっており、国・府との連携充実を図る必要があります。

■基本方針

「雇用対策法」「職業安定法」「障害者の雇用促進等に関する法律」等に基づいて、障がい者に対する職業訓練や事業主に対する助成、職場定着までの相談や指導等の対応が、国や府が中心になって図られているため、障がい者の希望する就労環境が実現するよう、本市も国や府の事業に積極的に協力していきます。また、自立支援給付による訓練等支給事業の適切な支給を図ります。

さらに、国や府、職業安定所と連携を図りながら、一般企業の理解を促すとともに協力を得て、障がい者の自立と生活安定、生きがいづくりを支援できるよう、就労機会の拡大を促進します。

■施策の方針

施策名	施策の内容	今後の方向
雇用啓発活動の推進	公共職業安定所等を中心にして、事業主に対し障がい者雇用に係る各種助成措置の活用や税制上の優遇措置等の周知、雇用実例等を紹介することなどにより、障がい者雇用の促進と障がい者雇用率の達成を市内事業所に働きかけていきます。	継続
障がい者への職業相談・指導の推進	居宅介護*支援事業や教育、福祉分野との連携によって、公共職業安定所の専門相談部門である京都障害者職業相談室を中心とし、ニーズに応じた職業相談・指導を充実します。	継続
市職員への障がい者採用	市職員採用に際して、障がい者の採用を図ります。	継続

(2) 職業訓練と福祉的就労環境の整備

■課題認識

職業訓練及び福祉的就労については、市内の福祉サービス施設はいずれも今後利用者の増大が見込まれるところから、施設の拡充が求められます。また、自立支援給付における訓練等給付*に位置づけられる就労移行支援*と就労継続支援*の適切な実施が課題となっています。

■基本方針

障がい者への理解が不足していることなどから一般企業に雇用されることが困難な障がい者については、社会参加や就労準備の目的から、福祉サービス事業所の福祉的就労の場を確保するため、福祉サービス事業所を支援することにより障がい者の就労促進を図ります。

また、今後は有効かつ生きがいに結びつく作業の開拓を促し、そのために必要な支援を進めていきます。

■施策の方針

施策名	施策の内容	今後の方向
訓練等給付*	自立支援給付の訓練等給付*において、自立訓練*、就労移行支援*、就労継続支援*の費用の適正な支給を図ります。	継続
障がい者施設の支援	施設で働いている障がい者の工賃の改善、生活の安定と就労意欲を高めるため、授産種目の選定、快適な環境での作業、より収益性の高い受注の開拓を支援します。	充実
事業所のネットワークや販路開拓への支援	施設の事業所のネットワークや共同経営店舗の運営を支援し、製品の販路拡大を促進します。	新規
施設と市の業務との連携	施設の製品を、市の備品、消耗品に活用したり、業務発注を行うなど、施設と市の業務について積極的な連携を図ります。	継続
施設と企業との連携への支援	一般企業と施設が業務提携や物品、サービスの受発注を行うことで、障がい者がより生きがいのある職業訓練や福祉的就労を行えるよう、経済団体に働きかけるなどの支援を行います。	継続
市内福祉施設リサイクル事業への支援	福祉施設におけるリサイクル事業への支援として、駅前撤去自転車処分品の提供に努めるとともに、その販売事業に対する広報、場所確保等の必要な支援を行います。	継続
公共事業等の委託への支援	障がい者の就労機会を拡大するために、公園の掃除、除草等の市業務の委託発注を継続します。	継続

(3) 生涯学習や文化活動の充実

■課題認識

生活水準の向上や自由時間の増大等により、人々の生涯学習や文化活動への関心が高まっています。障がい者にとっても、刻々と変化する社会とのつながりを持ちながら、自己の可能性を追求し、自己実現を図る上で、このような学習や文化芸術活動の機会は重要です。

今後はこれまで以上に障がい者のニーズに応じた学習活動の機会を体系的・効果的に提供できるよう、生涯学習関連事業の推進・支援体制の充実を図るとともに、障がい者が学習活動を行うための学習情報提供サービス、受け入れ体制等の充実を図る必要があります。

■基本方針

障がい者の自己実現、自己表現の場の確保という生きがい形成の観点から、障がい者が地域社会の構成員として様々な生涯学習活動、文化芸術活動等幅広い社会活動に参加できるよう、機会の充実や人材の育成、条件整備を図ります。

■施策の方針

①生涯学習の充実

施策名	施策の内容	今後の方向
城陽市生涯学習推進計画の推進	「城陽市生涯学習推進計画」に基づき、生涯学習のより一層の推進を図るため、庁内関係各課の相互調整及び関係機関との連携を強化する中で、ノーマライゼーション*思想の普及と障がい者の社会参加の促進に向けて、障がい者の参加を前提とした各種事業メニューの整備や拡充に努めます。	継続
障がい者利用に配慮した生涯学習施設の整備	「城陽市住みよい福祉のまちづくり推進指針」に基づき、各地区の施設について障がい者の利用に配慮した施設整備を図ります。そのため、公共施設の点検、改修計画の策定を実施します。	継続
障がい者ニーズに応える生涯学習メニューの推進	「UD まなびの広場」等障がい者のニーズに応えられるよう多様性や柔軟性のある幅広い開催内容を、障がい者自身の企画や参加により充実させることに努めます。	継続
生涯学習情報の提供	広報紙や多様な情報技術を活用した広報活動を進めることにより、生涯学習に関するイベントや各種講座、施設等の情報提供を推進します。情報提供にあたっては、障がい者団体に加入していない人にも周知徹底が図られるよう、障がいの種別に応じた適切な入手手段を講じます。	継続
障がい者利用に配慮した生涯学習支援策の整備	障がい者の生涯学習活動への参加にあたっては、要約筆記、手話等の支援策を講じるとともに、参加しやすいようガイドヘルパー*等を活用します。	継続

②文化芸術活動の充実

施策名	施策の内容	今後の方向
文化芸術活動の推進	現在、障がい者の文化芸術活動としては、デイサービス*事業やテープ図書、点訳図書の設置等が取り組まれています。今後は、京都府や近隣市町及び文化団体等からの協力を得て、障がい者の参加にも配慮した活動への取り組みを進めていきます。	継続
指導員の養成	文化芸術の各分野への取り組みでは、単なる関心を具体的な活動へと進めるために、具体的な学習方法や内容についての適切な指導が望まれます。特に、各専門分野における高度な技術や知識を有するとともに、各障がいに対して深い理解を有する指導員の養成を図ります。	継続

(4) スポーツ・レクリエーション活動の充実

■課題認識

障がい者のスポーツは、社会参加とリハビリテーション*という役割があります。また、スポーツを通じて地域の人々との交流を広げる役割も重要です。

今後も、多くの障がい者が身近でより多様なスポーツを楽しむことができるよう、参加機会の拡大や環境整備等に取り組んでいく必要があります。

■基本方針

障がい者の生きがい形成のみならず、障がい者と障がいのない市民相互の理解の促進、障がい者自身のリハビリテーション*の観点から、スポーツ・レクリエーション活動等幅広い活動分野にわたって、障がい者が気軽に参加できるようその環境整備を推進し、障がい者の社会参加活動を促進していきます。

■施策の方針

施策名	施策の内容	今後の方向
障がい者スポーツ・レクリエーション施設の推進	障がい者のスポーツやレクリエーション、健康づくり等のニーズにより幅広く対応していくため、学校施設を含めた市内スポーツ・レクリエーション施設の改善に取り組み、障がい者スポーツ・レクリエーション活動の促進を図ります。	継続
イベントの開催	今後も心身障がい者スポーツ大会の開催に努め、幅広い市民の協力や参加を促進します。	継続
障がい者スポーツ指導員の養成	障がい者のスポーツ活動の推進にあたっては、各障がいの特性を熟知し、障がいに応じたニュースポーツ*等についても経験と知識の豊富な、専門の指導員の援助が欠かせません。このため、ボランティア等との連携のもとに援助が行えるよう障がい者スポーツ指導員の養成を図ります。	継続
障がい者の参加を念頭においたレクリエーション活動の推進	より生きがいのある充実した生活の実現に向けて、障がい者の有意義な余暇活動が行えるよう市民レクリエーション施設における障がい者利用の促進を図ります。このため、イベント内容の工夫、ボランティアの協力による送迎の確保等に努めます。	継続

5 身近で相談や利用援助が受けられる体制づくり

■施策体系

5. 身近で相談や利用援助 が受けられる体制づ くり

(1) 障がい者理解を広げる啓発

- 人権尊重
- 学校教育等の推進
- 地域における学びの場
- 情報収集

(2) 相談支援体制の充実

- 相談支援の充実
- 権利擁護の推進
- 相談支援のネットワーク化
- 制度の周知・情報提供の推進
- 情報システム化の推進

(3) 地域ケア*体制の整備

- 障がい者自立支援協議会*の推進
- 発達支援システムの推進
- 総合的な地域ケア*の推進

(4) 障がい者のための防災対策の推進

- 防災意識の高揚
- 災害時要配慮者対策の推進

(1) 障がい者理解を広げる啓発

■課題認識

本市ではこれまで広報による啓発、「障がい者週間」を中心とした啓発活動を実施し、広報・啓発の機会を増やしてきました。さらに障がい者自身や関係団体の取り組みもあって、理解は徐々に広がってきたものの、精神障がいや発達障がい等まだ十分とは言えない領域もあり、周囲の理解不足から不利益が生じたり、十分な支援が受けられなかったり、といった状況も見受けられます。このため、より多くの市民が障がい者と交流する機会の拡充を図るなど、理解を深める機会をさらに増やしていく必要があります。また障がい者の就労や社会参加の観点から企業や経済団体の理解と協力が重要です。

■基本方針

人権尊重を基本にしながら、市民一人ひとりが障がいや障がい者についての正しい理解と認識を持てるよう、多様な方法や機会によって、関係団体・機関、障がい者の家族の協力を得ながら市民や企業、各種団体への広報・啓発を展開します。また、障がい者団体の活動の紹介や一般に認識が高いとはいえない精神障がいや発達障がい等に関する啓発を強化します。

■施策の方針

①人権尊重

施策名	施策の内容	今後の方向
人権尊重のまちづくりへの総合的取り組み	人権尊重の理念の浸透とあらゆる差別の撤廃に向けて、家庭、地域、学校、企業等との協力・連携によってそれぞれにおける課題別の学習を進めます。	継続
学習機会の提供	あらゆる人権に対する正しい理解と認識が深まるよう、人権問題通信講座の開設等市民への学習機会の提供と指導者の養成に努めます。	継続

②学校教育等の推進

施策名	施策の内容	今後の方向
小中学校の活動充実	市内小中学校の福祉活動については、学校における体験学習等のみならず、その結果が地域や家庭へと広がるように工夫するとともに、社会福祉協議会や地域の福祉施設等と連携しながら活動の充実を図ります。	継続
幼稚園、保育園での取り組み	幼児教育や保育の場を通じて、障がいに対する理解や認識を幼児期から培うとともに保護者への啓発を行います。	継続

③地域における学びの場

施策名	施策の内容	今後の方向
親子体験教室の開催	視覚障がいや聴覚障がいの理解を広げるために、長期休暇中の子供を対象とした、「親子手話教室」「点字体験教室」を開催し、子どもたちから障がいのある人とともに生きる地域づくりについての学習を進めます。	新規
市民連続講座の開催	障がい者への理解を広げ、差別をなくすための取り組みとして、市民向け連続講座実施について検討します。	新規
「障害者週間」等の取り組み推進	「障害者週間」における各種取り組みを支援するとともに、市民、ボランティア団体、障がい者団体等幅広い層の参加による啓発活動を推進します。	継続
市民福祉講座等の開催	市民を対象とした講座を開催し、市民の福祉活動のネットワーク化を図ります。	継続

④情報収集

施策名	施策の内容	今後の方向
情報収集の推進と制度の周知への取り組み	市民意識調査や市民相談等の市民広聴活動により、多様化する市民ニーズの把握、保健福祉等に関わる社会資源の情報把握に努めます。	充実

(2) 相談支援体制の充実

■課題認識

障がい者の多様なニーズに応じ、具体的な施策提供につなげていくための総合的な相談体制と権利擁護体制の整備が重要です。また、総合的な相談体制の整備を図るためには、障がい者ニーズの把握や生活各分野にわたる関連施策についての情報収集、ならびにそれぞれの障がいに応じた形で情報提供するための情報システムの整備が必要です。

■基本方針

障がい者やその家族が、地域のより身近な所で様々な問題や悩みについて気軽に相談できるよう、地域生活支援センターの拡充と専門性の向上を図るとともに、専門的立場からの助言や各種施策に結びつけるコーディネート*機能を持った福祉事業の利用援助体制の確立やそのための人材の確保に努めます。

特に、精神保健福祉については、今後重点的に精神障がい者の生活支援や就労支援等総合相談支援機能を確立し、精神障がい者の状況に応じたサービス提供に努めます。

また、サービス利用者としての権利を保障しながら、知的障がい者等自己の意思表示の困難な障がい者に係る人権、権利等の擁護を図ります。

また、今後はこれらの検証や施策の立案機能を担う城陽市障がい者自立支援協議会*の活性化を図ります。

■施策の方針

①相談支援の充実

施策名	施策の内容	今後の方向
相談支援体制の充実	在宅の障がい者に対し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング*、介護相談及び情報提供等を実施する基幹相談支援センター*を設置し、障がいの種別に係わらず相談支援に関する業務を総合的に行うとともに、地域の相談支援事業所と連携し、相談支援体制の充実を図ります。	充実
専門相談の充実	福祉事務所、保健所、医療関係者等の専門家による相談指導体制の整備を図ります。	充実

施策名	施策の内容	今後の方向
人材の育成	障がい者がライフサイクルの節目に遭遇する生活上の様々な不安や悩みに対して、社会福祉士*、精神保健福祉士*等がより専門的に相談支援活動ができるよう、人材の確保や育成を図ります。また、研修の充実、関係機関の専門員との連携強化に努めます。	継続
市民による相談活動の促進	民生児童委員やボランティア等市民による身近な相談活動を促進します。	継続
サービス利用計画の作成	相談支援事業所の資質向上を図るとともに、障がいのある人の状態や状況に応じた適切な支援が受けられるよう、福祉サービス利用をコーディネート*し、モニタリングを実施するなど、サービス利用計画の作成を推進します。	充実
「こころの相談」の実施	人間関係や日々の生活の中で受けるストレスから、不安やこころの不調などに悩まされている市民の相談を専門の相談員を配置して実施します。	継続

②権利擁護の推進

施策名	施策の内容	今後の方向
成年後見制度の周知と利用援助	知的障がい者、精神障がい者の権利擁護を図るために、成年後見制度について、相談を受け援助できる体制を整備し、事業の充実に努めます。 また、成年後見制度について、周知を図るとともに、広報、パンフレットの発行や窓口等における情報提供を図ります。	充実
日常生活支援事業の推進	知的障がい者や認知症等自己の完全な意思表示の困難な障がい者が安心して生活できるよう、日常生活支援事業を推進します。	継続
権利擁護への取り組み	障がい者の権利擁護の視点に立ったケアマネジメント*を促進するとともに、権利侵害の予防、解決に努めます。	継続
障がい者への虐待防止に向けた取り組みの実施	障害者虐待防止法に基づき、関係機関と連携して、虐待防止を推進します。	新規
障がい者虐待防止センターの設置	障がいのある人への虐待に関する通報窓口や相談等を行う障がい者虐待防止センターの設置を進めます。	新規

③相談支援のネットワーク化

施策名	施策の内容	今後の方向
相談支援機関等の連携	保健・医療・福祉、教育、労働等の分野を問わない相談に応じるため、庁内部局間や相談支援機関間の連携強化を図り、相談支援のネットワークを確立します。また民生児童委員等地域で障がい者を見守る市民と、相談支援事業所とのネットワークを構築します。	継続

施策名	施策の内容	今後の方向
身体障がい者相談員・知的障がい者相談員・こころの健康推進員との連携	身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員を委嘱し、障がい者が地域で身近に相談できるよう、相談員の活動を支援します。 また、京都府事業である「こころの健康推進員」と連携し、精神障がい者や家族への支援を推進します。	継続

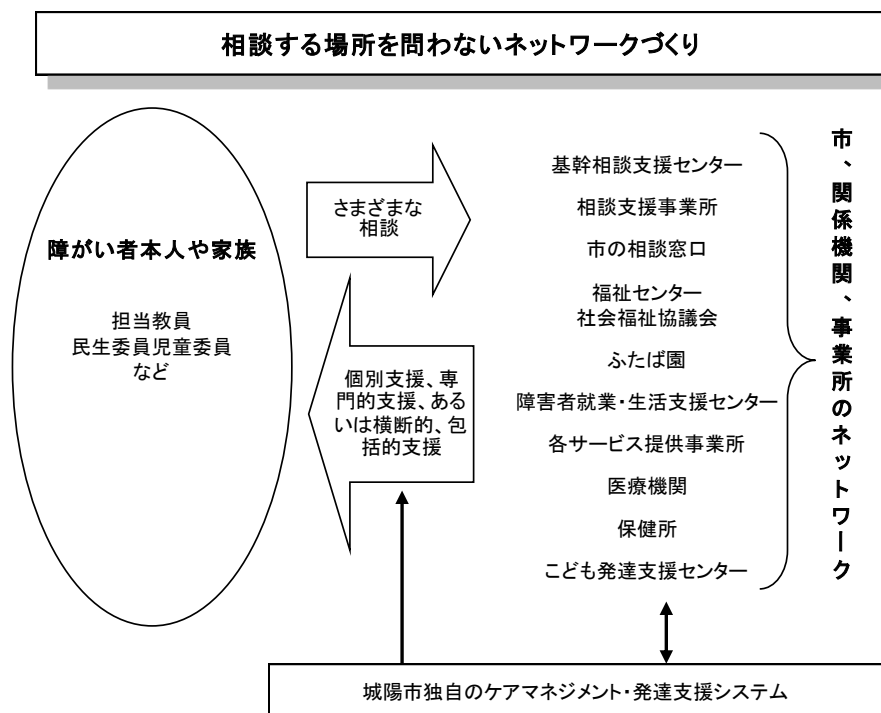
④制度の周知・情報提供の推進

施策名	施策の内容	今後の方向
保健・医療・福祉等に関する制度の周知の推進	「障がい者（児）福祉のてびき」をはじめとして、市を窓口とする保健・医療・福祉等に関する制度をまとめたPR冊子を作成し、広く市民や関係機関に配布することにより、各種制度や施策の周知に努めます。	継続

⑤情報システム化の推進

施策名	施策の内容	今後の方向
情報システムの高度化の推進	保健・医療・福祉情報をより一層効果的に活用できるようにするため、現在の健康管理システムや障がい福祉システム等の充実や高度化を進め、必要な情報検索や情報提供、事務手続き等の効率化に取り組みます。	継続
新たな情報システムの活用を検討	ホームページにおける障がい者の生活に係る情報内容の充実を図ります。	継続

今後の相談体制イメージ



(3) 地域ケア*体制の整備

■課題認識

障がいのある児童、発達障がい児・者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等それぞれのライフステージ*や障がい種別に応じた、より専門的な相談窓口と援助体制の確保が必要不可欠となっています。

このため、個別のサービスの充実と合わせて、適切なサービス調整に基づきながら、生涯を通じた継続的かつ分野を横断した多面的な支援が重要で、これらを総合的に推進することで、障がい種別を超えた総合的な自立支援システムを確立することが必要です。

したがって、相談窓口から個別の状況やニーズに応じた適切な支援の提供までの総合的なケア体制の整備が必要です。

■基本方針

これまでの障がい者福祉施策の充実はもとより、障がい者が生涯を通じて、自分の障がいや生活、希望に応じた療育*、教育、保健・医療・福祉、生きがいや社会参加のための支援等の多面的なサービスを適切かつ一体的に受けることができるよう、ライフステージ*に応じた適切なサービス提供のためのサービス調整機能を、庁内各課や関係機関、サービス提供事業所の連携のもとに確立してきました。今後は、高齢者福祉施策との十分な連携による効果的な施策運用、障がい者ニーズの多様化に対応した新たな施策の導入、施策分野間の連携強化、幅広い市民参加等により、障がい者の自立を支援し、地域で安心して生活できる条件整備を進めます。

特に、発達障がいのある児童や精神保健福祉については、今後重点的にサービス調整・提供体制の整備に努めます。

また、城陽市障がい者自立支援協議会*とも連携し、障がい者のためのケアマネジメント*体制の確立と人材の確保や育成を図ります。

■施策の方針

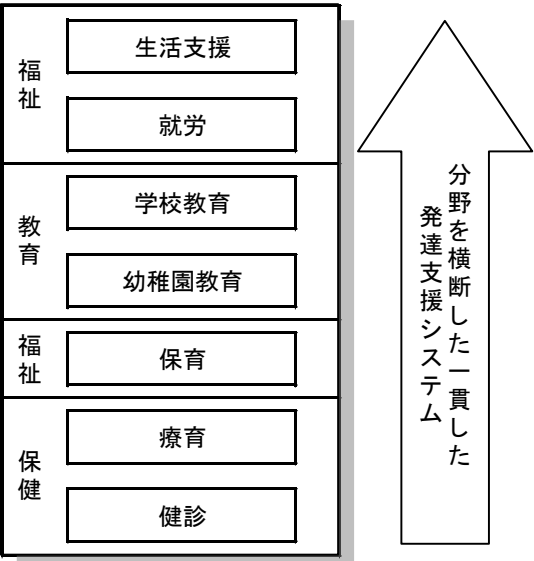
① 障がい者自立支援協議会*の推進

施策名	施策の内容	今後の方向
城陽市障がい者自立支援協議会*の活性化	城陽市障がい者自立支援協議会*によって中立・公平な相談支援事業*（ケアマネジメント*）の実施と地域の関係機関の連携強化を図るとともに、「城陽市障がい者計画」に基づく施策の推進に関する必要な事項の検討・協議を行います。また、山城北圏域自立支援協議会や近隣市町村自立支援協議会と連携して、様々な取り組みを行います。	新規

② 発達支援システムの推進

施策名	施策の内容	今後の方向
発達支援システムの構築	発達障害者支援法の理念を実現する支援システムとして、特別な配慮や指導を要する幼児、児童生徒を対象として、庁内において部局を横断した施策の立案、療育*、教育、相談支援、生活支援サービス提供、就労支援のための体制整備を図り、こども発達支援センター等との連携を強化した発達支援システムを構築します。	充実
庁内発達支援チームの編成	福祉保健部、教育委員会等によって庁内発達支援チームを編成し、支援ファイルの普及等の取り組みを行います。	継続
支援ファイルによる発達支援	障がい児の障がい特性や成長履歴等様々な情報を記載した支援ファイルを作成し、保育所、幼稚園、学校をはじめ様々な機関や各種福祉制度の円滑な利用を支援できるしくみとして活用していきます。	新規
個別の支援計画の作成	児童一人ひとりの実態把握、評価、サービス目標設定を踏まえた個別の支援計画を、庁内発達支援チームや医師、保健所職員、療育施設職員や理学療法士*、作業療法士*、教員、保育士等が必要に応じて参加する個別サービス調整会議によって作成します。計画には児童本人の希望、保護者の希望、指導者の希望、日常生活の分析、心理能力の評価等を反映させます。また、必要に応じて自立支援給付の認定審査会と連携します。	充実
支援計画の内容の検討と充実	支援計画は、母子保健、療育*、保育、特別支援教育*等の指導、不登校児の対応、在宅サービス、コミュニケーション支援、就労援助、精神保健に関するものを含むものとし、これら指導、支援の有機かつ効果的な組み合わせによる総合的支援を図る内容とします。特に、幼稚園、保育所等から小学校、小学校から中学校、中学校・高等学校から進学先や就職先や福祉施設への引継ぎを確実にを行います。	充実
計画に基づく支援の推進	児童に関わる機関が支援計画に基づいた指導、支援を着実に実施するとともに、その結果を評価できるシステムを築きます。	充実

城陽市発達支援システムイメージ



③総合的な地域ケア*の推進

施策名	施策の内容	今後の方向
城陽市独自の新たな障がい者ケアマネジメント*体制の確立	障がい者の生活を支えるため、保健・医療・福祉関連のサービス資源に限らず、教育、就労、文化・スポーツに関する資源をも視野に入れた包括的なケアマネジメント*が個別に提供されるよう、自立支援協議会を中心にその体制の確立を図ります。その際、障がい区分ごとの専門性も確保しながら、年齢や障がいの特性、ライフスタイル*に応じることができる柔軟性に心がけるとともに、地域や一般企業が提供できるインフォーマルサービス*等も視野に入れたケアマネジメント*をめざします。	充実
対象者の把握	自分では意思表示や判断が困難な障がい者も含め、自立支援給付対象サービスに限らない、多様な支援が必要な障がい者とそのニーズの把握を図ります。	充実
専門的な支援機関の確保と育成	現在の居宅介護*支援事業に捉われず、障がい者一人ひとりのニーズを把握し、把握したニーズにきめ細かく対応し、相談に応じながら、地域のあらゆる社会資源を活用した個別支援計画とその提供のための調整までを行うことができる地域に密着した専門的な生活支援センターを障がい種別ごとに確保します。	充実
支援の開発と提供	障がい者にとって必要な支援や生きがい活動の機会を積極的に開発し、民間事業所等の協力を得て、提供を図ります。	充実
支援計画基準の検討	自立支援法を遵守しながら、一般福祉サービス、保健サービスやインフォーマルサービス*を組み合わせ、障がい者が地域において持てる力を発揮し、いきいきと生活できる、継続的で分野を横断した個々の支援計画の作成を図ります。そのため、モデルプランや市独自のサービス提供基準等も検討します。	充実
支援者の確保と育成	相談、サービス調整、介護、保健・医療、療育*・保育の専門的人材の確保と育成に努めます。また、それらの職種の専門的研修と分野を横断した研修を支援し、技術の向上をめざします。 さらに、地域福祉の理念を啓発しながら、身近な地域で障がい者を支える様々な支援者を育成します。	充実
総合的支援体制の整備	上記の実現のため、庁内はもとより関係機関、サービス提供事業所、専門的人材等を結ぶ、総合的な支援ネットワーク体制を整備します。	充実

(4) 障がい者のための防災対策の推進

■課題認識

東日本大震災の教訓からも、災害発生時等における情報提供や避難誘導、また避難先での支援等についても、障がい者の状況に応じたきめ細かい対応が必要であり、さらに災害が大規模な場合は、市役所や警察、消防等の公的機関が全ての要配慮者を救助することは困難であることが明らかです。このため、コミュニティ協議会や自主防災組織等の各種団体等と連携し、地域ぐるみで日常的な関係づくりに取り組み、支援体制を強化することが必要です。

今後は、災害時の避難方法を明確にするとともに、避難場所での障がい児、障がい者、高齢者等の人権を守る意識の徹底、さらに救援物資の事前準備、災害時のマニュアルづくりの必要性等が必要です。また、災害時に備え、地域の中で自身の存在を知っておいてもらうことの重要性和、現在の登録制度の拡充、及び情報提供のあり方について再検討する必要があります。

■基本方針

日頃から障がい者、家族やサービス事業者の防災意識の高揚を促すとともに、災害時要配慮者の把握を進めます。

また、災害時要配慮者の避難誘導やその後の避難生活における支援を含む自主防災活動が地域で迅速に行われるよう、地域ぐるみでの日頃の見守り、避難協力体制の確立を図ります。

■施策の方針

① 防災意識の高揚

施策名	施策の内容	今後の方向
防災意識の高揚と地域での支援体制づくり	防災について啓発を行うとともに、災害時の避難場所や緊急時における連絡方法等の周知を図ります。また、自然な形で支援を受けられるよう、日常的な関係づくりを含めた地域支援体制の強化を図ります。	充実

② 災害時要配慮者対策の推進

施策名	施策の内容	今後の方向
災害時要配慮者の把握	災害時要配慮者避難支援事業への登録を、障がい者と家族、自主防災組織、民生委員、サービス事業者等と連携しながら進め、事業の周知を行います。また、日常業務を通じた要援護者の把握に努めます。	充実
福祉避難所*の確保	障がいの特性に合わせて、避難後も避難生活を支援できる福祉避難所*の確保に取り組みます。	充実

第5章

計画推進のために

本計画の推進に当たっては、城陽市が主体となりながら、国・京都府・近隣市町と連携を図るとともに、広く市民や関係者等の民間の協力を得て、それぞれの役割分担の下で、一体となって対応していくことが重要なことから、以下の体制により施策の総合的・効果的な推進を図ります。

1 庁内の計画推進体制

庁内関係部局の構成員からなる「地域福祉推進委員会」を核にして、庁内関係部局間の連携を図り、計画の総合的・効果的な推進に努めます。

また、計画推進上、国や京都府との連携が必要な事項については、その事業内容に応じて関係部局が窓口となりその調整・要請に当たります。

2 市民参加による計画推進体制

学識経験者、福祉団体関係者、保健医療機関関係者、福祉施設関係者、地域福祉関係者等により組織されている「地域福祉推進会議」を核にして、計画の進捗状況の点検を行うとともに、事業の推進に当たっての調整を図ります。城陽市障がい者自立支援協議会*において、障がい者の地域生活を支える相談支援の充実強化に向け協議していきます。

3 地域福祉推進基盤の確立

高度情報化、少子高齢化、核家族化の進展等により、近隣関係や地域での人間関係が弱まりつつあることから、地域に住む人々が互いに助け合い、生きがいと思いやりを持って暮らすことができる地域福祉社会の形成に向けて、城陽市社会福祉協議会活動・校区社協活動及びボランティア活動をより一層支援し、地域福祉推進基盤の確立をめざします。

4 担い手の確保と養成

本計画を推進していくためには、各種施策の提供やコーディネート*を行うための専門的人材の確保が必要です。このため、今後、多様化・高度化する福祉保健ニーズに的確に応えられるような専門的マンパワー*の確保に努めるとともに、日常生活での身近な助け合いにより生活支援を行えるようボランティア等の発掘・養成に努めます。